BTMU 中国月報

第95号(2013年12月)

CONTENTS

■特集

◆ 営業税の増値税改革における国際取引にかかわる実務的ポイント

■経済

◆ 中国経済の現状と見通し

■産業

◆ 日系自動車部品サプライヤーの中国ビジネスの動向

■人民元レポート

◆ 中国人民銀行の当座預金動向に関する考察

■連載

◆ 華南ビジネス最前線~広東省における行政手続簡素化

■スペシャリストの目

◆ 税務会計:中国の税務

~中国(上海)自由貿易試験区の改革方針と税制優遇措置について

◆ 法 務:中国(上海)自由貿易試験区における新たな外商投資管理

■MUFG中国ビジネス・ネットワーク

BTMU 中国月報

第95号(2013年12月)

且 次

■特	<i>集</i>
•	営業税の増値税改革における国際取引にかかわる実務的ポイント Mazars Mochizuki (旧:望月諮詢(上海)有限公司) ·············1
■ <i>経</i>	済 中国経済の現状と見通し 三菱東京UFJ銀行 経済調査室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
■ <i>莲</i>	業 日系自動車部品サプライヤーの中国ビジネスの動向 三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在・・・・・11
■人甚	ヲ <i>元レポート</i>
•	中国人民銀行の当座預金動向に関する考察 三菱東京UFJ銀行(中国)環球金融市場部 ······17
■ <i>連</i>	載 華南ビジネス最前線〜広東省における行政手続簡素化 三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室・・・・・・・23
■ ス/	ペシャリストの目
•	税務会計:中国の税務
•	法 務:中国(上海)自由貿易試験区における新たな外商投資管理 北京市金杜法律事務所29

■MUFG中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

<u>特集</u>「営業税の増値税改革における国際取引にかかわる実務的ポイント」は、前回に続き、「営業税の増値税改革」を取り上げ、営業税から増値税への変化に伴い発生する影響について、国際取引(サービス輸出入)に焦点を当てて解説しています。今回の改革により、役務受領者が中国国内の単位/個人である場合、「中国国外の役務提供者から中国国外において役務受領を受ける場合」について課税対象外となり、加えて、中国国内の単位/個人が行う一定の国際取引(国際運輸サービス等)について、ゼロ税率の適用が認められるようになった点を踏まえ、具体的にサービス輸出、サービス輸入、ロイヤリティについて、役務提供者と役務受領者の税負担の増減について、具体的な数値も用いて解説しています。

経済「中国経済の現状と見通し」は、中国経済の足元の状況と2014年の見通しについて纏めています。第3四半期の実質GDP成長率は前年比+7.8%と前期(同+7.5%)から加速しており、中国経済は、欧米製造業の循環的な持ち直し、7月に発表された景気対策、新政権による綱紀粛正の消費への悪影響一巡を受けて、幾分持ち直しの動きが見られるとしています。今後については、2014年にかけて「輸出の回復」や「綱紀粛正の消費への悪影響一巡」がプラスに働く一方、信用拡大の抑制や構造改革の本格化を受けた「インフラ投資の鈍化」や「住宅投資の鈍化」がマイナスに影響する結果、実質GDP成長率は、2013年が前年比+7.6%、2014年が同+7.2%と成長率の緩やかな低下傾向が続くとの見通しを示しています。なお、成長率の減速傾向は中長期的にも続く可能性が高いと見ており、そのリスクを抑制し、安定成長を維持するためには、多くの改革実施が不可避であると指摘しています。

<u>産業</u>「日系自動車部品サプライヤーの中国ビジネスの動向」は、中国における日系自動車部品サプライヤーの事業環境とビジネス動向を整理した上で、求められる戦略の方向性や事業姿勢について考察しています。中国の乗用車需要は前年比10%前後の伸び率で安定的に増加し、今後も購入層の拡大を主因に安定的な成長が見込まれる中、日系車需要は復調傾向にあると言います。こうした中で、日系サプライヤーは、日系完成車メーカー主体の戦略でも成長が期待できるものの、下振れリスクも付き纏うため、中国事業の安定的な成長には、設計の現地化や中資系企業との連携等により、非日系ビジネス拡大への取組みが不可欠であり、また、欧米系サプライヤーが中国事業の拡大に向けて攻勢を強めるなか、日系サプライヤーも中国事業の安定・拡大のためには、早期に攻めの姿勢に転じる必要があると指摘しています。

人民元レポート「中国人民銀行の当座預金動向に関する考察」は、6月の短期金利急騰以降、市場の混乱が見られる状況を踏まえ、中国の短期金利の決定に影響を及ぼす中国人民銀行(PBOC)の当座預金の特異性や残高変動要因について考察しています。中国の短期金融市場で金融機関が日常的に利用できる資金は、金融機関がPBOCに預ける当座預金の残高から法定準備預金残高を控除した超過準備金で、その動向が短期金融市場の金利水準を決定する要因であり、超過準備金の増減要因には、①法定準備金、②銀行券、③財政、④為替介入、⑤PBOCの公開市場操作、が考えられますが、超過準備金の動向から金利水準を見通すには、日次ベースの実績と見通しに関するデータが公表されていないことが現状の課題と指摘しています。今後、PBOCの資金供給/吸収の予測を容易なものとし、市場が混乱する事態を緩和するには、これらのデータを市場で共有することが必要であり、また、金利水準を平準化するには、PBOCのデータ公表と合わせ、超過準備金の誘導目標の公表も鍵になると見ています。

連載「華南ビジネス最前線~広東省における行政手続簡素化」は、広東省で進められている行政手続きの簡素化の動きと今後の展望について纏めています。広東省の行政手続き簡素化は、昨年 12 月に公布された行政審査認可の一部権限を一時的に広東省に授権することに関する国務院の決定、昨年 3 月に公布された深圳市、珠海市での商事登記関連手続の一部簡素化に関する国家工商行政管理総局の意見、今年 3 月に公布された広州市の一部地域での商事登記関連手続の試験的簡素化を盛り込んだ国務院機構改革と職能転換に関する方案に基き、広東省が全国に先駆けて試行するものと言います。認可権限の委譲や商事登記制度改革は、国務院の職能転換を推進する重要な突破口と見られており、現在広東省で施行されている試みが、そのまま全国展開されるのか、今後ゆり戻しが生じるのかは、広東省での実験の結果次第とも言え、今後の国務院の改革の方向性を占う上で、広東省地域で先行する試行の動向を注視する必要があると指摘しています。

スペシャリストの目

<u>税務会計</u>「中国の税務」は、日系企業から受ける税務に関する質問のうち実用的なテーマを取り上げ、Q&A 形式で解説しています。今回は、中国(上海)自由貿易試験区の改革方針について、税制上の優遇措置等を中 心に説明しています。

<u>法務</u>「中国(上海)自由貿易試験区における新たな外商投資管理」は、上海自由貿易試験区が既に公布した外商投資企業の管理に関する規定について概述し、本試験区が外国投資者、外商投資企業に与える主な影響を考察しています。同試験区における規制緩和、外商投資企業の管理方式の概要について概説した上で、現状、本試験区の外商投資への開放力には相対的に限りがあるものの、外商投資管理制度改革の試行が前進していることは明らかであり、また、本試験区の新制度はさらには、長江デルタ地域を始め、地理的特徴や利点が上海と類似するその他地区の発展も促すもので、大きな意義を有する改革であると言います。本試験区はリコノミクスといわれる李克強総理の経済政策の一翼を担い、外商投資管理体制のみならず、今後の中国経済に多大な影響を及ぼすことも考えられるため、引き続き試験区の動向に注目していく必要があるとしています。





特集

営業税の増値税改革における国際取引にかかわる実務的ポイント

Mazars Mochizuki (旧:望月諮詢 (上海) 有限公司) パートナー 望月 一央

前回は営業税の増値税改革の概要と背景として、営業税から増値税に変化することの基本的な意義及びポイントを解説しました。今回は、営業税から増値税に変化することに伴い発生する影響について、国際取引(サービス輸出入)に焦点を当て解説します。

まず、おさらいとなりますが、営業税の増値税改革における基本的意義は以下のように まとめられます。

ポイント

- ・課税の累積及び増値税と営業税に跨る取引における控除不可能性という営業税の問題を 解決するために増値税改革が図られ、増値税においては仕入増値税控除が認められる。
- ・取引全体または社会全体で捉える場合には、大きな減税効果があるものといえる。
- ・現実の取引においては、取引の構造及び自らの位置により減税効果による影響が異なってくることから、取引の全体構造を見渡し、それぞれの段階における業者の税負担を考慮しつつ、減税効果を享受するための方法を検討する必要がある。

国際取引にかかわる流通税(営業税及び増値税)適用の変遷

1. 基礎的考え方

- 1994 年営業税

1994年当初の営業税においては、営業税課税要件である"中華人民共和国国内における課税役務提供"については、"提供される役務が国内で発生するもの"(旧実施細則第7条)とされ、具体的には以下のように規定されていました。

- (1) 提供される役務が国内で発生するもの
- (2) 国内において旅客または貨物を乗せ出国するもの
- (3) 国内で旅客を集め国外に旅行するもの
- (4) 譲渡を受けた無形資産を国内で使用すること
- (5) 販売される不動産が国内にあるもの

- 2009 年営業税改正

2009年1月1日施行の営業税改正により、課税要件である"中華人民共和国国内における 課税役務提供"は、"役務を提供または受領する単位または個人が国内にあること"(新実施 細則第4条)と変更され、具体的には以下のように規定されるようになりました。

- (1) 条例に定める役務を提供または受領する単位または個人が国内にあること
- (2) 譲渡する無形資産(土地使用権を含まない)の受領単位または個人が国内にあること



- (3) 土地使用権を譲渡または賃貸する土地が国内にあるもの
- (4) 販売または賃貸する不動産が国内にあるもの

当該改正により、役務受領者が中国国内の単位または個人である場合には、従来は営業税が課税されなかった中国国外において中国国外の役務提供者から役務提供を受ける場合についても営業税が課税されるものとされました。

- 2013 年営業税増値税改革

今回の営業税増値税改革において、増値税の課税要件である"中国国内における課税役務提供"は"役務を提供または受領する単位または個人が国内にあること"(財税[2013]37号第10条)とされ、基本的には2009年改正営業税と同様とされたものの、同時に、以下の内容については、課税範囲に含まれないものと規定されました。

- (1)国外の単位または個人が国内の単位または個人に提供し完全に国外で消費される課税サービス
- (2) 国外の単位または個人が国内の単位または個人に貸し出し、完全に国外で使用する有形動産
 - (3) 財政部と国家税務総局が規定するその他の状況

従って、当該改革により、役務受領者が中国国内の単位または個人である場合にも、中 国国外の役務提供者から中国国外において役務受領を受ける場合には課税がなされないこ ととなりました。

これに加え、一定の国際取引については、ゼロ税率の適用が認められるものとされ、中国国内の単位または個人が国際運輸サービス、国外提供研究設計サービスを中国国外の顧客に対して提供する場合には、ゼロ税率が適用され、支払った仕入増値税額については控除または還付が認められることとなりました(国家税務総局公告 2012 年第 13 号)。

2. サービス輸出

サービス輸出については、当初の営業税においては役務提供地が海外である場合には免税とされていましたが、2009年営業税改正により、サービス輸出についてはほぼ営業税が課税されるものとされました。

今回の営業税増値税改革においても、原則は変わっていないものの、一定のサービスに ついてはゼロ税率(仕入増値税控除還付)の適用がなされることとなりました。

従って、現状では、国際運輸サービス、国外提供研究設計サービスを中国国外の顧客に 提供する場合で、かつ、前もって税務局の認定を受けた場合を除き、サービス輸出につい ては増値税が課税されるものとなっています。

このことは、中国国外の顧客にとっては、税負担が従前の営業税 5%(内税)から増値税 6%(外税)に増加したことを意味するとともに、中国国内の役務提供者にとっては適用税率は上昇するものの仕入増値税控除が認められることから、一般的には税負担が低減することを意味しているものといえます。

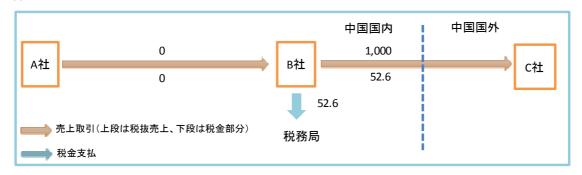


ここでは、具体的な数値を用い、取引形態を、①単純取引-仕入なし、②多 段階取引-仕入ありに区分し、それぞれに営業税、営業税増値税改革が適用された場合の課 税負担につき解説します。

【設例】A 社 (便宜上の想定業者) から中間業者 B 社は 1,000 の価値 (税抜価値) を生成し、 国外の C 社に販売 (輸出) する。

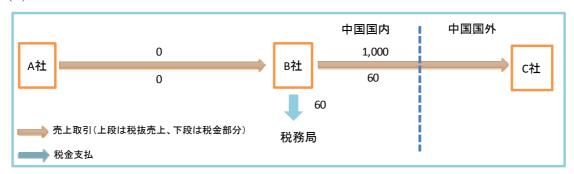
①単純取引-仕入なし

(i)営業税取引



税負担は52.6となり、税負担率は約5.0%(=52.6(税負担額)/1,052.6(最終支払額))となる。

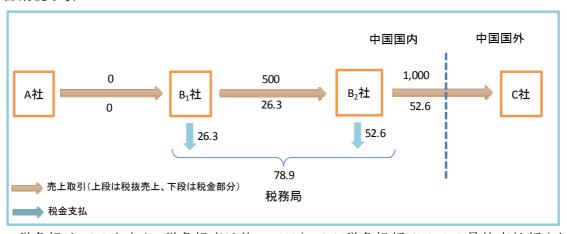
(ii)営業税增值税改革取引



税負担は60となり、税負担率は約5.66%(=60(税負担額)/1,060(最終支払額))となる。

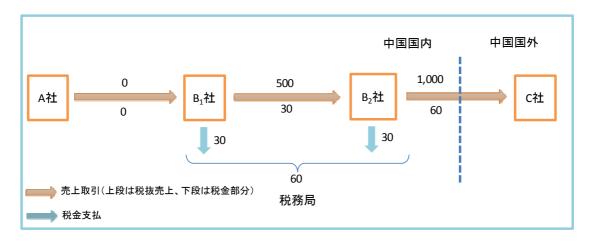
②多段階取引

営業税取引



税負担は 78.9 となり、税負担率は約 7.50% (=78.9(税負担額)/1,052.6(最終支払額))となる。

営業税増値税改革取引



税負担は60となり、税負担率は約5.66%(=60(税負担額)/1,060(最終支払額))となる。

ポイント

- ・仕入のない取引の場合には、税負担率が上昇するが、仕入がある場合には全体での税負 担率は低減する。
- ・中国国外業者は税抜価値が同額である限り、税負担は上昇する。
- ・中国国内業者においては仕入がある場合には、全体での税負担は基本的に減少する。

3. サービス輸入

サービス輸入についても、当初の営業税においては役務提供地が海外である場合には免税とされていたが、2009年営業税改正により、"役務を受領する単位または個人が国内にある"ことが課税要件とされたことより、ほぼすべての取引について営業税が課税されるものとされました。

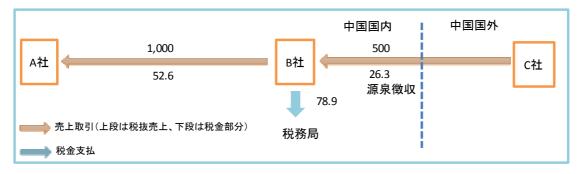
今回の営業税増値税改革においては、原則は変わっておらず、中国国外の役務提供者は 役務対価受領に際して、源泉徴収により増値税課税を受けることとなりますが、中国国内 の役務受領者側では、源泉徴収した増値税額について仕入増値税控除が認められることか ら、全体における税負担は営業税の課税に比べて低いものとなったといえます。

ここでは、それぞれに営業税、営業税増値税改革が適用された場合の課税負担につき数値例を使って解説します。

【設例】中間業者 B 社は C 社から 500 の価値(税抜価値)を仕入れ、1,000 の価値(税抜価値)として、A 社に販売します。

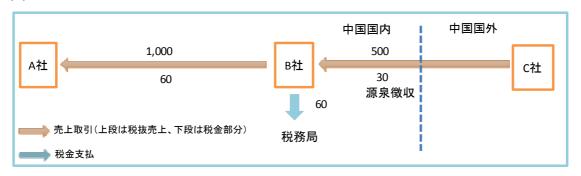


(i)営業税取引



税負担は 78.9 となり、税負担率は約 7.50% (=78.9(税負担額)/1,052.6(最終支払額))となる。

(ii)営業税増値税改革に関する取引



税負担は60となり、税負担率は約5.66%(=60(税負担額)/1,060(最終支払額))となる。

ポイント

- ・営業税増値税改革後も源泉徴収は必要となる。
- ・源泉徴収額について仕入増値税控除が認められることから、全体での税負担は基本的に減少する。

4. ロイヤリティ (無形資産使用料)

最後にサービス輸入の具体的取引形態としてのロイヤリティ(無形資産使用料)にかか わる流通税(営業税及び増値税)適用の変遷を解説します。

- 1994 年営業税

当初は中国国外から提供を受ける無形資産についてその中国国内での使用についての判断が明確でなかったことから、ロイヤリティにかかわる営業税課税について取扱いがまちまちであったが、国税函[1996] 743 号通達により、中国国外からの無形資産提供については営業税が課税されることが明確となりました。

これとは別に、財税字 [1999] 273 号通達により技術移転行為に該当するものについては営業税免税とされ、また、国税発[2004]16 号及び 80 号により営業税免税に関する行政機関の許可手続きが廃止され、国家税務総局による事前認可も不要とされたことから、2004 年以降は実務的に営業税はほぼ免税としての取扱いを受けるものとされました。



- 2009 年営業税改正

2009年改正により、役務の受領者が中国国内のものである場合には営業税課税が行われるものとされたことにより、ロイヤリティについてはそもそも営業税課税を受けるものとされ、これにより前述の国税函[1996] 743 号該当箇所は廃止されました。

但し、技術移転行為にかかわる営業税免税について変化なく適用されていたことから、 継続的に営業税はほぼ免税としての取扱いを受けるものとされていました。

- 2013 年営業税増値税改革

増値税改革においては、ロイヤリティ(無形資産使用料)は技術譲渡サービス(特許または非専利技術の所有権または使用権を譲渡する行為)として、営業税増値税改革の適用範囲に含まれ、6%の増値税税率の適用を受けるものとなりました。ここでは、営業税が5%の内税であったのに対し増値税は外税で計算されます。また、増値税源泉徴収税額については、売上増値税額から控除することができることから、一般的には実質的な税負担が発生しないものとなっています。

さらに、現状、営業税適用上の優遇政策については、営業税増値税改革による増値税適用後も継続して適用されるものとされていることから、技術移転行為に属する場合には、 実際には源泉徴収も行われないものとなっています。

ポイント

- ・ロイヤリティ(無形資産使用料)については、増値税課税が行われる。
- ・現状、営業税増値税改革後も営業税優遇政策が継続適用されることから、増値税課税は行われていない。
- ・将来的に増値税課税が行われたとしても、仕入増値税控除の対象となることから、実質的な税負担は発生しないものと考えられる。

以上

(執筆者連絡先)

Mazars Mochizuki(望月諮詢(上海)有限公司は Mazars と統合いたします。)

パートナー 望月一央

上海事務所: 中国上海市銀城中路 68 号陸家嘴時代金融中心 8F, 200120

Mail: kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Tel: +86 21 6168 1088



中国経済の現状と見通し

三菱東京UFJ銀行 経済調査室 調査役 栗原浩史

本レポートは、三菱東京 UFJ 銀行経済調査室作成の「アジア経済の見通し」の中国編を転載したものです。「アジア経済の見通し」は NIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、オーストラリア、原油に関しても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2013/index.htm

1. 現状:足元では減速傾向が一服し、幾分持ち直しの動き

中国経済は、減速傾向が一服し、幾分持ち直しの動きがみられている。第3四半期の実質 GDP 成長率は前年比+7.8%となり、第2四半期の同+7.5%から加速。その後の月次指標も、直近10月の工業生産が前年比+10.3%(←9月同+10.2%)、輸出が同+5.6%(←9月同▲0.3%)と底堅い結果になっている。幾分持ち直しの背景としては、①欧米製造業の循環的な持ち直し、②7月に発表された景気対策(中小企業向けの付加価値税の免税や鉄道建設加速など)、③新政権による綱紀粛正の消費への悪影響一巡、などが挙げられよう。

物価面では、消費者物価が 10 月に前年比+3.2%($\leftarrow 9$ 月同+3.1%)となり、このところ上昇率が高まっている。上昇率加速の主因は食品価格であり、10 月の食品価格は前年比+6.5%と 2012年4月以来の高めの上昇率となった。食品価格はその周期性から、来年にかけても上昇が続く可能性が高そうだ。

また、住宅価格(70 都市平均)も 10 月に前年比+8.8%となり、今年に入ってから上昇ペースが速まっている。住宅市場では、住宅販売面積や住宅ローン残高の増加ペースも速まっており、全般に過熱感がみられる。このような状況を受け、政府は住宅価格抑制策を強化。10 月に北京市が低価格住宅の建設加速などを発表し、11 月には深圳市、上海市、広州市が 2 軒目の住宅購入時の頭金最低比率引き上げなどを発表している。

金融政策面では、「過去に比べ低めの経済成長率」と「消費者物価・住宅価格上昇」が並存する環境下、貸出基準金利並びに預金準備率の操作は見送られ、公開市場操作による機動的なコントロールが行われている。

2. 見通し:成長率は緩やかな低下傾向が続く

先行きを展望すると、中国経済は成長率の緩やかな低下が続く見通しである。2014 年にかけては、「輸出の回復」や「綱紀粛正の消費への悪影響一巡」がプラスに働く一方、"信用拡大の抑制"や"構造改革の本格化"を受けた「インフラ投資の鈍化」や「住宅投資の鈍化」がマイナスに影響しよう。その結果、実質 GDP 成長率は、2013 年が前年比+7.6%、2014 年が同+7.2%を見込む。なお、政府による 2014 年の成長率目標は、最近の政府高官発言から推察すると、2013 年の前年比+7.5%から同+7.0%近傍へ引き下げられそうだ。

マイナス要因として指摘した"信用拡大の抑制"は、中国経済が抱える多くの問題のなかでも、 最優先に取り組むべき課題と位置付けられよう。社会融資総量 (注1) 残高は、信託貸付や委託貸付 をはじめとした問題含みの取引が解消されないなか、9月末時点で名目GDPの2倍弱にまで膨張 している。

景気の一段の下振れリスクとしては、①規制強化等を契機とした住宅・商業用不動産価格の大幅調整、②国有企業・地方政府プラットフォーム向け融資の不良債権急増に伴う金融環境の悪化、③環境問題の深刻化に伴う経済活動の抑制、などが挙げられる。政府のコントロールにより、これらの顕在化は何とか回避されるとみているが、不確実性は高く、下振れリスクの大きな状態が続こう。

付け加えて言えば、成長率の低下傾向は、2015年以降も継続する可能性が高い。中長期的な景気下押し要因は、過剰生産能力の調整、人口動態、輸出牽引力の低下、環境・資源制約など数多く挙げられる一方、プラス材料は簡単に見出しにくい状況である。

(注1) 実体経済が金融システム (銀行、証券、保険などの金融機関ならびに証券市場) から獲得した全ての 資金の合計。

3. 見通し上のキーポイント: 改革の行方

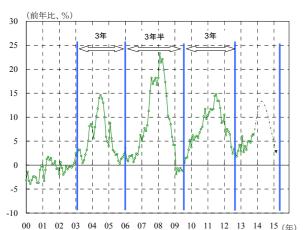
中国経済は多くの構造問題を抱えているため、中長期的に成長率が下方屈折するリスクを抑制し、安定成長を持続するために、多くの改革実施が不可避となっている。

この点につき、11月9日~12日に開催された共産党第18期中央委員会第三回全体会議(三中全会)において、15分野で60項目の改革案が採択された。具体的には、人民元の取引規制緩和、金利自由化の加速、所謂「1人っ子政策」の緩和、農民の土地権利拡大、地方政府の債券発行容認などである。(現在の共産党体制下において実現可能な範囲の)必要な改革が、幅広く盛り込まれた印象だ。焦点の実現性については、「2020年までに重要な分野で決定的な成果を上げる」とし、改革深化のための組織設立も盛り込んでいることなどから、一定程度期待できそうだ。

今後の改革本格化を見据えた動きは、既に金融市場でみられている。人民元は、取引規制緩和を 視野に上昇傾向にあるほか、このところの長期金利上昇の一因は、金利自由化観測とみられる (注2) 。人民元高(通貨安是正)は内需主導型経済へ近付く点で、また、金利上昇は信用抑制と資源配 分適正化を促す点で、現在の中国にとっては好ましい動きと捉えられる。実現難易度の高い改革 を中心に、今後の進展が注目される。

(注2) 金利自由化は、2012 年に8年ぶりに再開され、今年7月には貸出金利の下限が撤廃された。今後は、 預金金利の段階的な自由化が想定される。預金金利自由化は、預金金利上昇を通じ、広範な金利の上 昇圧力となる可能性が高い。

図表1:中国の消費者物価(食品)の推移



図表 2: 中国の住宅関連指標の推移

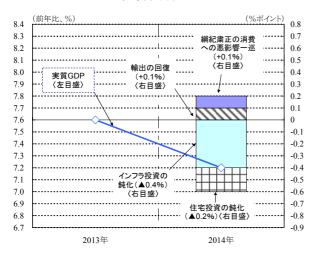
指標	2011年	2012年	2013年 (10月)	現状の)評価
① 全国の住宅価格 (70都市平均、前年比)	1.6%	▲0.1%	8.8%	上昇ペー スは速め	Ø.
② 70都市の住宅価格 騰落率の標準偏差	1.7	2.2	3.7	バラツキが 拡大	-
3 (前年比)	1.0%	1.6%	16.4%	上昇ペー スは速い	
④ 上海の住宅価格 (前年比)	1.8%	0.0%	17.8%	上昇ペー スは速い	
⑤ 住宅価格が上昇した 都市数	62	40	69	上昇数は 多い	O
⑥ 住宅投資額 (年初来、前年比)	30.2%	11.4%	18.9% (9月)	増加ペー スは速め	Ø.
⑦ 住宅着工面積 (年初来、前年比)	12.8%	▲10.5%	5.2% (9月)	増加ペー スは適度	**
⑧ 住宅販売面積 (年初来、前年比)	4.3%	1.5%	22.3% (9月)	増加ペー スは速い	
9 住宅ローン残高 (前年比)	15.6%	13.7%	21.8% (9月)	増加ペー スは速め	

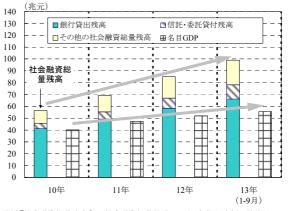
(資料)中国国家統計局統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表 3:2014 年の実質 GDP に対する各要因の 影響度合い

(資料)中国国家統計局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表 4: 社会融資総量残高と名目 GDP の推移





(注)『社会融資総量残高』は、社会融資総量統計における新規調達額の累計を 残高と見做すことで算出。 (資料)中国人民銀行、国家統計局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表 5: 三中全会の主要決定事項(経済関連)と想定される影響・効果

	決定事項	実現 難易度	実現した場合に想定される影響・効果
土地改革	農民の土地権利拡大(農村部の集団所有地の譲渡や 貸出、共同拠出を認める)	一点	都市と農村の格差の是正⇒消費の底上げ
	土地売却収入の分配制度を確立	高	
戸籍	小都市での登録制限を完全に撤廃、中都市での登録 制限を徐々に緩和、大都市は人口を管理	高	中小都市部での登録人口増加⇒消費の底上げ
	地方政府の債券発行容認、都市建設の透明且つ標 準化された資金調達制度を創設	中	地方政府プラットフォーム経由の資金調達減少
税制·財政	中央・地方政府間の歳出責任を是正、地方税制改善 (直接税の割合を拡大)	高	地方債務の拡大を抑制
	不動産税の推進	高	住宅市場の過熱を抑制
国有企業	国有企業の国庫納付金比率を20年までに30%へ引き 上げ(納付金は民生の保障と改善へ)	髙	国有企業に有利な競争条件を改善、格差是正、消費の底上げ
	国有企業改革への民間参加奨励	中	国有企業の収益性・財務内容を改善
	人民元の取引規制緩和加速、相場形成メカニズム改 善	中	人民元高が進行⇒インフレ抑制、輸出競争力低下
金融	金利自由化の加速		金融機関の収益性低下、信用拡大の抑制、資源配分の適正 化
	民間による金融機関設立容認	低	中小企業の資金調達環境を改善
その他	価格統制の緩和(水、石油、天然ガス、電気、輸送、 通信等)	ı — —	統制下にあった価格の上昇⇒生産要素の非効率な配分を改善
CVAIE	「1人っ子政策」の緩和(夫婦どちらかが1人っ子であれば、第2子出産を認める)	/ /H-	出生率を小幅押し上げ⇒人口動態からの潜在成長率低下幅 を緩やかに

(資料)各種資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表 6: アジア経済見通し総括表

名目GDP(2012年)・シェア		実質GI	OP成長率	(%)	消費者物	物価上昇	率(%)	経常中	又支(億	ドル)	
	(10億ド	ル、%)	2012年	2013年	2014年	2012年	2013年	2014年	2012年	2013年	2014年
中国	8,221	58.1	7.7	7.6	7.2	2.6	2.7	3.3	1,931	1,890	1,689
韓国	1,130	8.0	2.0	2.9	3.4	2.2	1.1	2.0	431	590	556
台湾	474	3.3	1.3	2.1	3.5	1.9	1.1	1.6	499	503	522
香港	263	1.9	1.5	2.9	3.3	4.1	4.3	4.2	35	59	77
シンガポール	277	2.0	1.3	3.7	3.9	4.6	2.5	2.9	514	540	610
NIEs	2,143	15.1	1.7	2.8	3.5	2.7	1.7	2.3	1,479	1,693	1,765
インドネシア	879	6.2	6.2	5.5	5.6	4.3	7.1	6.1	▲ 244	▲286	▲206
マレーシア	305	2.2	5.6	4.6	5.4	1.7	2.4	3.1	186	181	206
タイ	366	2.6	6.5	2.5	4.0	3.0	2.2	2.5	▲ 15	12	45
フィリピン	250	1.8	6.8	6.9	6.6	3.2	2.8	3.3	71	85	80
ベトナム	156	1.1	5.3	5.2	5.4	9.1	6.7	6.9	91	77	9
ASEAN5	1,955	13.8	6.2	5.0	5.4	3.9	4.9	4.7	89	69	134
インド	1,842	13.0	5.0	4.6	5.5	10.2	10.0	6.4	▲878	▲ 645	▲ 555
アジア11カ国・地域	14,161	100	6.2	6.1	6.2	3.8 事績	3.8 →見通し	3.7	2,621	3,007	3,034

(注)インドは年度(4月~3月)ベース。

以上

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報): http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm

業





日系自動車部品サプライヤーの中国ビジネスの動向

三菱東京 UFJ 銀行企業調査部 香港駐在調査役 池田 大輔

本稿では、統計情報や各社の公表情報の他、中国の日系自動車関連企業に対するインタビューを基に、中国における日系自動車部品サプライヤー(以下、日系サプライヤー)の事業環境とビジネス動向を簡単に整理した上で、求められる戦略の方向性や事業姿勢について考察を行っている。

1. 日系サプライヤーを取り巻く事業環境

(1) 乗用車需要の現状 ~好調を持続する中、日本車需要も復調傾向

中国の乗用車需要(工場出荷台数)は、前年比 10%前後の伸び率で安定的に増加している(図表 1)。即ち、マクロ景気の減速感が否めない中でも、乗用車需要は好調を持続しており、今後も、購入層の拡大を主因に、乗用車需要は一桁台後半の伸び率で安定的に成長する見通し。また、中国の乗用車保有率は、依然として先進国より低いため、一部の都市における購入制限等の影響を織り込んでもなお、購入層の拡大が需要の増加を牽引する見込み。

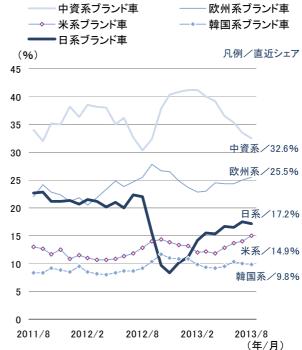
新車登録台数のブランド国籍別シェアをみると、日系ブランド車(日本車)の需要は復調傾向にあり、欧米系ブランド車も堅調に推移(図表 2)。なお、中資系ブランド車のシェアは縮小しているものの、依然として 30% 超と国籍別のトップを確保している。

《 図表 1:中国の乗用車の工場出荷台数 》





(出所) 中国汽車工業協会データをもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部作成



(出所) 中国汽車工業協会データをもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部作成



(2) 日系完成車メーカーのビジネス状況 ~ホンダの攻勢が顕著、日産も積極姿勢を堅持

日系完成車メーカー大手3社のビジネス状況をみると、ホンダの攻勢が目立っている(図表3)。 ホンダは、新車種の投入や主力車種のフルモデルチェンジに加え、ここにきて、2020~23年に200 万台(12年比3倍超)という長期販売目標を打ち出している。

また、日産の積極姿勢にも著変はみられない。中期計画に関しては、達成時期を従来の2016年から2017年に先送りしたものの、目標値である市場シェア10%(2012年比5%ポイント増、2016~17年:推計約200万台)は不変。一方、トヨタの中長期販売計画は、公開情報からは確認できなかった。天津一汽トヨタの第四工場計画についても、現状、一時的に凍結されている様子。

《 図表 3:系列別の投資動向 》

【系列】		【ビジネス状況、投資動向】
ŀ∃タ		・新車種投入/-(n.a.) ・フルモデルチェンジ/RAV4 (8月)、YARiS(9月予約開始)、VIOS(年末頃)
	投資計画	・ <u>中長期計画は確認できず</u> ・ <u>天津一汽トヨタの第四工場の投資は一時的に凍結されている模様</u> (いずれも関連する公開情報は見受けられず)
		・新車種投入/-(n.a.) ・フルモデルチェンジ/Livina(3月)、Tiana(4月)、Murano(年後半か?)
日産	投資計画	 ・2016年シェア目標10%(≒200万台程度の販売規模) →相応の能力拡張が必要 ・達成時期は、2012年9月以降の問題発生を受けて、2017年に先延ばし (当社Webサイト、NYCモーターショーにおけるゴーンCEOのコメント)
ホンダ	新車種投入 フルモデルチェンジ	・ <u>新車種投入/Crider(6月)、Jade(9月)</u> ・フルモデルチェンジ/Accord(9月)
	投資計画	・広汽ホンダ/2020年100万台の販売目標→相応の能力拡張が必要 ・東風ホンダ/2023年100万台の販売目標→相応の能力拡張が必要 (両社のWebサイトで公表)

(出所)報道、各社 Web サイト等をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部作成

第95号(2013年12月)



(3) 欧米系大手サプライヤーの動向 ~現地化の深化等、攻勢を一段と強める方向

競合状況について、欧米系大手サプライヤーの動向をみると、各社ともに、中国事業を拡大するため、攻勢を強めている状況(図表 4)。

まず、中資系完成車メーカーとの取引拡大のために、生産だけでなく、開発・設計の現地化を 進めている。現地化の深化は、欧米系大手サプライヤーとしても、中国事業を拡大する前提条件 と捉えられている様子が窺える。

また、Bosch は、現地化の深化に加えて、補修事業を一段と強化する方針。かかる取り組みは、同社が得意とするシステム販売と併せて、事業基盤の強化を狙ったものと考えられよう。これは、補修サービス・交換部品の収入が安定収益源となる上、「修理体制が整っている」と認知されることは、ユーザーにとって Bosch 製部品の保有価値が高まることに繋がるため。

《 図表 4: 欧米系大手サプライヤーの中国ビジネスの動向 》

【企業名】	【内容】
	<u>現地化を一段と推進、サービス網の拡充により事業基盤を強化する方向</u>
Bosch (ドイツ)	~売上高:2012年417億元(約6,880億円)、過去10年の年平均成長率は25%、2013年も二桁成長を 見込む ~投資:2015年まで <u>毎年、30~40億元(500~660億円)を中国に投資する計画</u> ~人事:2015年までに <u>管理職員を1,500人に倍増させ、大部分を中国現地人材とする方針</u> 、 また、役員クラスに占める中国現地人材の比率を2011年時点の6割から、2015年には8割へ高める ~補修事業: <u>サービス店舗を2012年末の1,300店から、2015年末に2,000店、2020年には6,000店に拡充</u>

中国事業の拡大に向け、開発等の現地化を一段と推進する方針

Continental (ドイツ)

- ~売上高:2012年の中国事業売上高は約27億ユーロ(約3,510億円)、今後も中国を牽引役として、 当社内のアジア売上高シェアを、2012年の18%から30%に高める戦略
- ~投資:2012年度の世界投資額18億ユーロ(約2,340億円)のうち、半分が中国向け
- ~事業方針:「中国市場の持続的成長の恩恵を享受するため、現地組織を強化」
 - 「中国における組織を、現地開発に適した方向に舵取りを進める」(いずれもエルマーCEO)
- ~R&Dセンター:傘下のContiTechが、江蘇省常熟市にR&Dセンターを設立、2013年3月に運営開始 吉利汽車、長城汽車等と提携し、共同でサスペンションや振動抑制技術等の開発を行う

売上倍増を目標としR&D体制を強化、中資系との提携も

Faurecia (フランス)

- ~売上高:2012年の中国事業売上高は約15億ユーロ(約1,950億円)、
 - 2016年目標は倍増超の33億ユーロ
- ~R&D要員: 2016年には、2011年の400人比3倍増の1,600人に拡充
- 〜提携:2010年12月、当社、吉利汽車、浙江利民の3社が提携、2015年までに2億ユーロ超の売上を計画 2013年4月、長安汽車と合弁会社の設立に調印

主力製品の拡販のため能力を拡充

JCI (米国)

- ~売上高:2011年の中国事業売上高は約40億ドル(約4,000億円)(FOURIN調べ)
- 〜投資:2012年12月、中国において5年以内に10ヵ所の車シート生産拠点を新設することを発表(金額不明) →中国で市場シェア45%を有する車シートの一段の拡販を狙う 2018年までに3,000万個のバッテリ生産能力を確保する目標

(出所) FOURIN「中国自動車調査月報」、「中国自動車部品産業 2013」、各社 Web サイトをもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部作成



2. 日系サプライヤーのビジネス動向

(1) 日系サプライヤーの投資動向 ~一部企業は投資を実施・検討、但し総じてみると低調

日系サプライヤーのビジネス状況は、足元では、日本車販売の復調に伴って、回復傾向を辿っている(なお、当然ながら、完成車メーカーの販売動向次第で回復状況には差が生じている)。

こうした中、一部企業では、投資を実施・検討。主たる投資背景は、欧米完成車メーカー向けの能力増強であるが、日系完成車メーカー向けの部品や PF(プラットフォーム)の共通化対応も、主要な投資テーマとして検討されている。この他、ごく一部乍ら、中資系完成車メーカー向けの投資も実施されている模様(図表 5)。

但し、現状、"中国リスク"を意識して、投資は様子見としている日系サプライヤーが多く、日 系サプライヤーの投資動向は、総じてみると低調に留まっている。

《 図表 5: 日系サプライヤーの主な投資背景 》

《四秋り、ロボノン	711 01000000000000000000000000000000000
【項目】	【内容】
① 欧米系完成車メーカ 一向けの能力増強	~ VWやGM、Ford等向けでのビジネス拡大が背景 ~ かかるケースは、ATや同関連部品等、競争力の高い部品において多くみられた
② 日系完成車メーカー 向けの部品・PFの	~ 日系完成車メーカーが打ち出している部品・PFの共通化(モジュール化)に対応するため、 関連サプライヤーは金型等の大幅な入れ替え等の投資を検討
共通化対応	~ 尚、日系完成車メーカー向けでは、従来輸入対応してきた一部部品の中国生産シフトに伴 う投資も実施されている
③ 中資系完成車メーカ 一向けの投資	~ ごく一部の事例に留まるものの、中資系完成車メーカー(長城汽車)向けの投資もある模様

(出所) ヒアリング、報道等をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部作成

(2) 日系サプライヤーの販路拡充の動向

~非日系向け拡大の意向が強まっているが、課題は多く、解決には従来比踏み込んだ対応が必要 他方、多くの日系サプライヤーにおいては、非日系完成車メーカー向けの販路開拓・拡充を主 眼とした、非日系ビジネス拡大の意向が強まっている。

要因としては、①主力の日本車需要の相対的な伸び悩みや、②日系完成車メーカーによる調達戦略の変更が挙げられた(図表 6)。日系完成車メーカーは、コスト低減のため、中資系サプライヤーからの調達の増加を企図している。また、ラインナップの増強に伴って増嵩する設計負担を軽減するため、設計能力に優れる欧米系の大手サプライヤーからの調達を拡大する方向にも動いているという。

《 図表 6:非日系完成車メーカー向けの販路の開拓・拡充意向の強まり 》

" — F1 - 71 - 111.F				- "
【項目】			【内容】	
		主力の日本車販売の相対的な		
日系サプライヤー	-თ	~現状、欧米系>日系の構図であり	り、先行きの日中問題再	F燃リスクも意識されている様子
ビジネス環境		日系完成車メーカーによる調	達戦略変更の可	能性
		~コスト低減に向けた中資系サプラ ~車種数の増加に伴って増嵩する		め、欧米系大手サプライヤーを採用
				-

日系サプライヤーの 戦略変更

日系完成車メーカーへの依存度を引き下げる意向の強まり

⇒ 非日系ビジネス拡大の意向の強まり

(出所)ヒアリング、報道をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部作成



なお、資本系列や車種等により、営業・交渉場所が異なる点にも留意が必要(図表 7)。すなわち、中資系完成車メーカーに対しては中国国内での営業・交渉となるが、欧米系完成車メーカーに対しては、本国での営業・交渉が必要となることも多い。また、欧米系完成車メーカーに関して中国での営業・交渉が有効となる部品は、主に中国専用車の一般部品(注)である。

(注) 基幹部品とは、「走る・止まる・曲がる」に関わる部品であり、一般部品とは、基幹部品以外の部品を指す。

《 図表 7:中国における営業ターゲット(概要) 》

ターゲット・資本系列		欧米系完成	中資系完成車メーカー		
車種	グローバ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		用車種	全車種
部品種類	基幹部品	一般部品	基幹部品	一般部品	全部品
交涉場所		本国		中国	中国

(出所) ヒアリング、報道等をもとに三菱東京 UFJ 銀行作成

しかしながら、日系サプライヤーにとって、非日系ビジネス拡大には多くの課題があるという。 主な課題としては、①中国現地人材の確保、②取引慣習の違いへの対応、③ビジネスのスピード 向上、④コスト低減と品質の適正化が挙げられた。

いずれも日本特有のケイレツ取引に慣れている日系サプライヤーにとって対応は容易でない様子であり、実際、非日系ビジネスに相応の実績を有する日系サプライヤーによれば、取引の獲得には数年を要したという。

かかる課題の解決には、とりわけ設計現地化による中資系部材の開拓やユーザー対応力の向上が重要といわれる。実際、中国に設計部門を持つことが、中資系完成車メーカーとの交渉の前提になるケースも多いという。また、営業面の課題に関しては、営業人員の確保を狙いとした中資系企業との連携が有効との指摘もみられた。

いずれにせよ、非日系ビジネスの拡大に向けては、従来比踏み込んだ対応が必要といえる。

《 図表 8:非日系完成車メーカー向け販路の開拓・拡充に係る課題とその解決策 》 【主な課題】 【有効な解決・対応策】

<営業・サポート面>

①中国現地人材の確保

- ○欧米系・中資系に拘わらず、非日系完成車メーカーの 購買担当者は一般に中国現地人材
- ~従って、サプライヤーの営業人員も中国現地人材で なければ、厳しい交渉は困難

②取引慣習の違いへの対応

- ∼中資系完成車メーカー向けでは、サプライヤー自らが 仕様等を提案しなければならない (提案型営業への転換が必要)
- ~ 欧米系完成車メーカー向けでは、見積もりと同時に、 詳細な設計や工程を纏めた提案書を求められる (中資系完成車メーカーでも同様のケースが多い)

③ビジネスのスピード向上

- ~中国では、日系完成車メーカー向け取引に比べて 短納期となるケースが多い
- ~細かい照会が頻繁にあり、これらへの素早い対応も重要

<品質・コスト面>

4コスト低減と品質の適正化

- 一中資系完成車メーカー向け部品の価格は、 日系完成車メーカー向け比▲3割~▲5割の水準一コストに見合った品質とするため、スペックや材料等について、一から見直す必要あり
- (出所) ヒアリング、報道等をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部作成

■ 中資系企業との連携

~営業人員の育成は容易ではなく、"時間を買う"意味で、 中資系サプライヤーや中資系代理店と連携することは有効 ~また、既に非日系完成車メーカーとの取引実績を有する 中資系企業であれば、取引慣習の違いへの対応も容易と 考えられる

■ 設計の現地化

- ~コスト低減には中資系部材の開拓・採用が不可欠であり、 仕様等の採用可否を判断する設計の現地化は重要
- 〜提案書の作成に関しても、設計部門を中国におく方が、 ユーザーニーズを細かく反映し易く、有利と考えられる
- 〜ビジネスのスピード向上の点でも、同じ時間軸(カレンダー等) で動けるため、中国に設計部門を持つことは有効

従来比、踏み込んだ対応が必要



3. まとめ ~事業の安定的な成長を狙うならば、早期に攻勢に転じる必要あり

ホンダ・日産の積極姿勢を踏まえると、日系サプライヤーとしては、日系完成車メーカー主体の戦略でも成長を期待できよう。但し、日系完成車メーカー主体の事業は下振れリスクが付き纏うため、日系サプライヤーにとって中国事業の安定的な成長には、非日系ビジネス拡大への取り組みが不可欠。

非日系ビジネスの拡大には、設計の現地化や中資系企業との連携等、従来比踏み込んだ対応が 求められる。一方では、欧米系サプライヤーは今後、攻勢を一段と強めて、中国事業の拡大を図 る方針。かかる状況を踏まえると、日系サプライヤーとしても、中国事業の安定・拡大を狙うの であれば、早期に攻めの姿勢に転じる必要があるといえよう。

《 図表 9: 日系サプライヤーの中国戦略に関する考察 》

【項目】 【内容】

日系主体の戦略でも成長を期待できるが、下振れリスクが付き纏う

- ~日本車販売が復調する中、ホンダや日産等が積極姿勢であり、近い将来、増産対応が求められそう
- ~但し、日系完成車メーカー主体の戦略には以下のようなリスクがあり、これらが顕在化した場合のマイナス影響は大きい

あるべき 戦略の方向性

- ①日中問題の再燃に伴う日本車販売の減少
- ②日系完成車メーカーによる中資系・欧米系サプライヤーの採用増(日系サプライヤーの採用減)
- ③日系完成車メーカーの部品・PF共通化に伴う調達先の集約(調達先から漏れるリスク)

中国事業の安定的な成長には非日系ビジネスの拡大が必須

- ~日系完成車メーカーとの取引を固めた上で、非日系ビジネスを拡大すれば、事業の安定度は高まる
- ~日系サプライヤーにとって、販売先の拡充は将来の成長機会を増やすことに繋がる

非日系ビジネスの拡大には、従来比踏み込んだ対応が必要

必要な対応と環境認識

~非日系ビジネスの拡大(非日系完成車メーカー向け販路の開拓・拡充)には、設計現地化や中資系企業との連携等、従来比踏み込んだ対応が必要

欧米系サプライヤーの攻勢は、一段と激化する見通し

~Bosch、Continental等は、現地化を一段と深化させることにより、中国事業の強化を図る方針

中国事業の安定的な成長を狙うのであれば、早期に攻めの姿勢に転じる必要があろう

採るべき 事業姿勢

- 〜以上見てきた通り、中国事業の安定的な成長には非日系ビジネスの拡大が不可欠であり、これには 日系サプライヤーにとって従来比踏み込んだ取り組みが必要
- ~他方、中国事業の拡大を狙う欧米系サプライヤーの攻勢は、今後一段と激化する見通し
- ~こうしてみると、日系サプライヤーとしても、中国事業の安定的な成長を狙うのであれば、早期に 攻めの姿勢に転じる必要があるといえよう

(出所) 各種資料をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部作成

(執筆者連絡先)

㈱三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 池田 大輔 住所: 6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL: 852-2249-3033 FAX: 852-2521-8541 Email: Daisuke_Ikeda@hk.mufg.jp



中国人民銀行の当座預金動向に関する考察

三菱東京UFJ銀行(中国) 環 球 金 融 市 場 部 資金証券グループ 伊藤 豪

中国では、6月に上海銀行間取引金利(以下 SHIBOR)翌日物が史上最高水準となる 13.44%を記録し、短期金融市場の混乱が国内外で騒がれたが、その後、市場は落ち着いた展開を見せていた。しかし、中国人民銀行(以下 PBOC)が、7月末以降継続してきたリバースレポによる資金供給を 10月 23 日に突如停止したことが市場の動揺を招き、10月 30日に SHIBOR 翌日物は6月以来となる 5.23%まで上昇した。このように短期金利は、PBOC の行動に振られやすい傾向にあるが、本来的には個々の金融機関が中央銀行の当座預金口座に保有する資金に対する需要と供給で決まってくるものである。さらに、中央銀行の当座預金総量の変化も、金利水準の決定に影響を及ぼしている。そこで、本稿では中国における中央銀行当座預金(以下当座預金)について、その特異性や残高変動の要因を考察することとしたい。

1 中国の中央銀行当座預金について

(1) 中央銀行当座預金と短期金融市場の関係について

短期金融市場とは1年以内の資金取引を行う市場で、中国でも①無担保コール取引と②債券レポ取引が経済規模の拡大と共に急速に浸透してきている。取引の対象となる資金は、PBOCの当座預金(中国では「準備金」と呼ばれている)口座に預けられている銀行等金融機関の余剰資金である。この当座預金は通常無利息か、金利が付与されていても市場金利よりも低い水準に設定されているため、当座預金を保有することは収益機会を失うという点で機会費用が発生する。一方、銀行等金融機関は、送金や資金・外国為替等市場取引の決済や法定準備金¹の積立などに備えて当座預金を保有する必要がある。

当座預金に余剰資金を保有する金融機関は、短期金融市場で資金を運用して、機会費用の最小化に努める一方、逆に資金不足が生じた金融機関は短期金融市場を通じて資金調達を行い、当座預金の不足を補填する。短期金融市場では、このような個々の金融機関の当座預金に対する需要(調達)と供給(運用)によって、金利水準は決定されていく。さらに、取引の原資となる当座預金残高全体の増減も金利水準の決定に影響を及ぼしている。当座預金残高が増加すれば、短期金融市場の資金余剰感が高まり、金利は低下しやすくなる一方、減少すれば、短期金融市場で資金の不足感が生じ、金利は上昇しやすくなる。

なお、各国の中央銀行は、当座預金残高の増減が金利水準に及ぼす効果を利用して、政策目標としている金利水準²の達成・維持に努めている。各国中央銀行は、中央銀行当座預金への資金供給・吸収を通じてその残高を調整し、翌日物金利を目標水準で維持させている。以上から、中央銀行の当座預金残高の動向を知ることは、短期金融市場の金利見通しを立てる手がかりとなるといえよう。

1

¹ 準備預金制度に基づいて中央銀行当座預金口座に積み立てる金額。準備預金制度とは、預金取扱銀行等に対し、受け入れている預金の一定割合を中央銀行当座預金の形で積み立てることを義務付ける制度。中国では法定準備金に対して1.62%、これを上回る超過準備金には0.72%の付利が行われている。

² 各国中央銀行は、短期金融市場における短期金利、中でも当日借入・翌日返済を条件とする銀行間の資金貸借金利である翌日物金利の水準を政策目標としている。

中国の中央銀行当座預金の特異性 (2)

図表1は中国の中央銀行当座預金の残高推移である。 中央銀行であるPBOCは、社会全体の資金量を示すマネ ーサプライ (M2) 水準を金融政策の目標としており、そ のコントロール手段として法定預金準備率3の操作を頻 繁に行ってきたため、当座預金残高の変動が大きいこと がわかる。2013年10月末時点で20兆元程度の巨額な当 座預金が存在し、短期金融市場には余裕資金が溢れてい るように見えるが、注意しなくてはいけないのは、この 全額がすべて自由に短期金融市場で取引できるわけでは ないという点である。



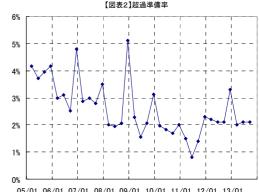
(出所)PBOC HPよりBTMUC作成、法定準備率は大手銀行への適用値。

中国の準備預金制度は、詳細は後述するが、先進諸国のほとんどが 1 ヶ月程度の積立期間の平 均残高が所要準備額を満たせばよいとしているのに対して、積立期間中は毎日所要積立金額の維 持を要求されている。つまり、中国では、法定準備金を取り崩して自由に使えないため、中央銀 行の当座預金残高から法定準備金残高を控除した超過準備金が、金融機関が日常的に利用できる 資金であり、その動向が短期金融市場の金利水準を決定する要因となっている。

(3) 超過準備率の動向

PBOCは、超過準備金を「銀行が利用できる資金であり、貸出や社債等の有価証券投資を通じ たクレジット拡大に直接的に影響を及ぼす」⁴ものとしており、マクロコントロールの重要指標と して認識しているようである。四半期毎に公表される「金融(貨幣)政策執行報告」では、「超過 準備率」(中央銀行当座預金残高から法定準備金を差し引いたうえで、金融機関の預金総額で除し たもの)が公表されている。

図表 2 は超過準備率の推移である。2008 年以降、概ね 2%中心に安定的に推移している一方、それ以前は 3-4% 程度と水準も高く、四半期毎の変動も大きいことが見て 取れる。このように超過準備率が安定化してきた背景に は、無担保コール取引や債券レポ取引の短期金融市場の 発達により、資金の不足が生じても短期金融市場を通じ て柔軟に調達ができるようになり、以前ほど厚めに超過 準備を積む必要性が低下したことと関係があるだろう。



05/01 06/01 07/01 08/01 09/01 10/01 11/01 12/01 13/01 (出所)PBOC「金融(貨幣)政策執行報告」よりBTMUC作成

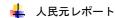
(4) 超過準備金の計測にかかる問題点

PBOCは超過準備金の預金全体に占める比率は公表しているものの、超過準備金自体の金額は 公表していない。しかも、超過準備率の公表は、3、6、9、12 月末と期末を基準日とした数値を2 ヶ月遅れで公表するものであり5、日々の動向を確認することはできない。市場関係者やアナリス トが、「超過準備金=中央銀行当座預金-法定準備金」として、その動向を把握する場合、月次べ

³ 法定預金準備率とは、準備預金制度の対象となる預金に対する法定準備金の比率である。銀行によって適用さ れる率は異なっている。大手銀行(中国、工商、農業、建設、交通、国家開発、郵政)は2012年5月以降、20% が適用されている。

⁴PBOCのウェブサイト上では、「中央銀行の預金(在中央銀行的存款)」と題して、法定準備金と超過準備金の定 義、意味合いを説明している。

^{5 「}金融(貨幣)政策執行報告」は、四半期毎(2、5、8、11月)に経済・金融情勢と金融政策の方針を公表する ものであるが、第一四半期(1-3月)の報告であれば5月、第二四半期(4-6月)は8月と公表は2ヶ月遅れとな っている。



ースの中央銀行当座預金データは公表されるものの、以下の制約が存在する。

① 法定準備金が分別表記されていない

PBOC が毎月公表する銀行全体のバランスシートである「その他預金取扱金融機関資産負債表」には中央銀行当座預金残高(「準備金」と記載)はあるものの、法定準備金の積立額の記載はない。

② 法定準備金積立対象預金の識別の困難性

銀行全体の預金総額から法定準備金を正確に推計する場合にも、問題点がある。PBOC が公表する「その他預金取扱金融機関資産負債表」では、銀行の預金総額を月次で把握できるが、預金分類は企業・家計別に留まっており、法定準備金積立の対象外となるその他金融機関からの預金等を識別することが難しい。

(5) 超過準備金の推計値

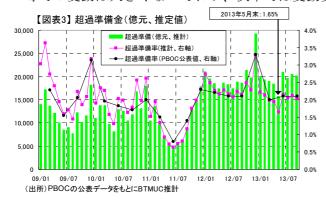
(4)の法定準備金算出にかかる制約を踏まえつつ、「超過準備金=中央銀行当座預金-法定準備金」として、月次ベースの超過準備金を推計したものが図表3である。算出根拠は下表のとおりである。PBOC公表の超過準備率とは若干の乖離が生じているが、推計のトレンドは公表値と概ね一致している。また、今年6月に短期金融市場で金利高騰が生じたことを受けて、PBOCが発表した声明⁶では、2013年5月末時点で超過準備率が1.7%であるとしているが、推計値も1.65%となっており、乖離も妥当な水準に留まっているといえる。

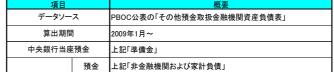
2012 年以降の超過準備金は 1.5-2.0 兆元のレンジで推移している。この数値の適正さを評価することは難しいが、PBOC は上述の声明文中で、超過準備金が 1 兆元程度存在すれば、通常の決済需要等を充足するのに十分との認識を示していることから、現状の水準は十分な金額が積まれているという認識で問題ないだろう。ただし、一定のレンジに収まってはいるものの、月次ベース等での変動は大きくなっており、次章では変動要因について概観してみたい。

【超過準備金推定方法】

法定準備金

準備率





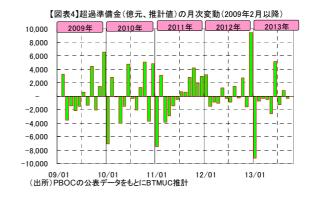
・四大国有銀行(※)とその他に分けて、異なるレートを適用。 ・両者の預金量をもとに、加重平均法定準備率を算出・使用

(※)工商銀行、中国銀行、建設銀行、農業銀行 PBOC公表資料では「四大国有銀行(工商、中国、建設、農業)」の預金量全体が把握可能 (2009年1月以降)

2 超過準備金の増減要因とトレンドについて

図表 4 は、上記で推定した超過準備金残高の月次変動を示したものである。例年 12 月と翌 1 月に大きな変動が生じる以外にも、月次ベースで頻繁に残高の増加・減少が生じている。これらの増減は複合的な要因によって生じているものだが、主な要因として、(1)法定準備金要因、(2)銀行券要因、(3)財政要因、

(4) 為替介入要因、そしてこれらによる変動を踏ま えて PBOC が直接超過準備金残高を操作する(5)公



開市場操作要因があると考えられる。以下では、各要因の概要とトレンドについて考察する。

⁶2013年6月25日声明タイトル「合理的に流動性を調整し、金融市場の安定を保つ」。

(1) 法定準備金要因

前章でも取り上げたが、中国の預金準備金制度は先進諸国に比べて厳格である⁷。毎月 10 日、20 日、月末を基準日として、その基準日時点の預金残高に法定準備率をかけた金額を、毎月 15 日、25 日、(翌月) 5 日から始まる 10 日間の積立期間中、毎日、営業日終了時点にPBOCの準備金口座(当座預金口座)に維持することが求められる。したがって、各積立開始日においては、法定準備金の増減に応じて超過準備金が変動する。預金が一方的に増加する局面では、法定準備金の積み増しが必要になるため、積立開始日において超過準備金残高が減少し、法定準備金に振り替わることになる。

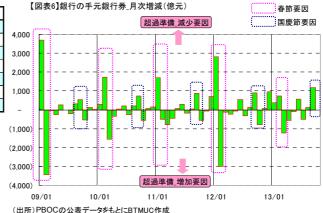
(2) 銀行券要因

企業や家計が民間銀行に対して銀行券での預金引き出しを求めると、銀行は手元の銀行券で支払いを行うが、大型連休前など現金需要が高まる時期には、中央銀行当座預金を取り崩し、不足する銀行券を入手している。一般的に、銀行が手元に保有する銀行券は、連休前に増加し、連休明けに銀行に還流し、当座預金に振り替わるというパターンが存在する。図表5は中国の連休と時期を示したものである。旧正月(春節)および国慶節と1週間程度の大型連休がある以外に、複数の3連休が存在する。銀行券の動きという観点からは、図表6のとおり、旧正月と国慶節の前後では大きな増減があり、この時期、超過準備金残高も増減していると想定される。

【図表5】中国の祝日

	2012年		2013年	
元旦	1月1日-3日	(3日間)	1月1日-3日	(3日間)
春節	1月22日-28日	(7日間)	2月9日-15日	(7日間)
清明節	4月2日-4日	(3日間)	4月4日-6日	(3日間)
労働節	4月29日-5月1日	(3日間)	4月29日-5月1日	(3日間)
端午節	6月22日-24日	(3日間)	6月10日-12日	(3日間)
中秋節	9月30日-10月7日	(8日間)	9月19日-21日	(3日間)
国慶節	3万30日 −10月7日	(0日目)	10月1日-7日	(7日間)

※祝日期間は毎年異なる。 (出所)国務院の通知を参考にBTMUC作成

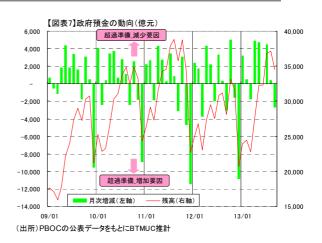


(3) 財政要因

財政支出入や国債の発行等に伴う財政資金の受払いも超過準備金の残高に影響する。例えば、企業が税金を国庫に納めると、銀行にある企業預金が減少するが、最終的に銀行が保有する超過準備金残高が減少し、政府が中央銀行に保有する預金の残高が増加する。また、政府が発行した国債を家計や企業が購入した場合でも、これらの銀行預金が減少し、最終的に銀行の超過準備金の減少によって、発行代金が国庫に納入される。中国では、毎月15日前後に銀行から国庫への税金払い込み(税揚げ)が行われ、逆に25-28日には政府支出等に関連する代金が国庫から銀行の中央銀行当座預金に払い込まれている。また、国債は水曜日に入札が実施され、翌月曜日の決済日に国庫に発行代金が納入される。

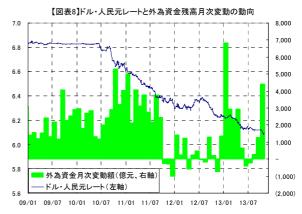
⁷ 日米等先進諸国のほとんどは、積立期間の平均残高が所要準備金を満たせばよいという「平残型」の準備預金制度を採用している。しかも積立期間は、日本が1ヶ月、米国は2週間と中国に比べて時間的猶予が与えられていると同時に、積立期間中も準備金の取り崩しが可能である。

財政支出入や国債発行等による財政資金の動向を総合的に把握するには、PBOCが公表する政府預金⁸ 残高の動きをみることが有効だろう。政府預金の増加は、超過準備金の減少要因となり、逆にその減少は、超過準備金の増加要因となる。図表7は、政府預金残高と月次変動の推移である。年前半は政府預金の増加が続く一方、年末にかけて巨額の政府預金が取り崩されている。中国の財政年度は1月から12月であるため、年度末に近づくにつれ、予算達成⁹に向けて、年前半に積み立てた預金を取り崩し、公共投資等に振り向けていると想定される。



(4) 為替介入要因

PBOCは、大幅な貿易黒字を背景に人民元の上昇 圧力が強い中、人民元為替レートの急上昇を抑える ため、為替介入を行っている。為替介入は外国為替 市場を通じて、通貨当局(中央銀行)が市中の金融 機関から外貨購入(売却)を行うオペレーションで ある。PBOCが人民元為替レートの上昇を抑えるた め、外貨買い・人民元売りの為替介入を行うと、市 場には人民元が供給され、銀行の超過準備金の増加 要因となる。図表 8 は、PBOCが外貨購入のために



投じられた人民元額(外為資金残高)の月次変動を示したものである。2010年7月以降、事実上のドルペッグ制¹⁰が解除され、人民元レートが上昇し始めると外貨流入が増加し、これに合わせてPBOCの介入額も増加した。その後、2011年に入り、中国景気の後退で人民元の先高感が遠のいた時期は介入額が減少したが、2013年以降は再び景気回復期待から人民元高となり、ホットマネーの流入も続いたことで、介入額は再び増加している¹¹。

(5) PBOC の公開市場操作要因

(1) - (4) で取り上げてきた超過準備金の変動を調整し、残高の平準化を通じて短期金融市場の金利を安定化させるためにPBOCが行うオペレーションが、公開市場操作である。PBOCの公開市場操作手段はそれほど多くなく、プライマリーディーラーと呼ばれる銀行等を対象に、中央銀行手形の発行、レポ(資金の吸収)およびリバースレポ(資金の供給)が実施されている。実施日は火曜日、木曜日と決まっており、実施結果も当日公表されている 12 。これらは実行だけ

⁸ 中央政府および地方政府が税収、非税収、基金(約8割は土地譲渡収入)、国有企業の上納金等、政府に帰属する収入は管理するために、PBOCに保有している預金口座。

⁹ 例年3月の全人代で財政赤字の年度目標が発表されるが、近年財政赤字は予算目標と実績の一致が続いている。2011年:(予算) ▲8.5 千億元、(実績) ▲8.49 千億元、2012年:(予算) ▲8 千億元、(実績) ▲8 千億元

 $^{^{10}}$ 2008 年 7 月から 2010 年 7 月まで実施されていた人民元をドルに連動させる為替政策。

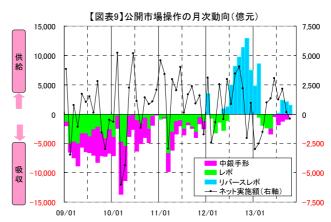
¹¹ 2012 年後半以降に話題となったホットマネーの流入は、各種報道によると、貿易(特に香港)高の水増しを通じた手法が用いられていたようである。国家外貨管理局が 2013 年 5 月 5 日に「外貨資金流入管理強化に関する関連問題の通知」を公布して以降、このような手法の取締りが行われ、足元ではホットマネーの流入は落ち着いたと見られている。

 $^{^{12}}$ 2013 年 1 月、一部の主要銀行(12 行)のみを対象とする 1 週間未満の資金供給手段としてShort Term Liquidity Operation が導入されているが、結果は逐次公表されない。

でなく、満期を迎えた際にも資金吸収・供給効果があるため、市場関係者の間では、実行と満期の両者を合わせたPBOCの調整動向が注目されている。

図表 9 は、公開市場操作の月別の実行額と、満期による吸収・供給を考慮したネット実行額の推移である。実行額を見ると、2011 年までは中銀手形の発行やレポの実行によって資金吸収を重視するオペレーションを行っていたが、2012 年以降はリバースレポによる資金供給がメインのオペレーションになっていることがわかる。ネットベースでは、月毎の変動はあるものの、2009 年以降は供給超過が続いている。

PBOCが2011年まで資金吸収中心にオペレーションを実施していた背景としては、(4)でも触れたとおり、積極的な為替介入後の資金吸収という側面に加え、2010年以降に金融引締めスタンスに舵を切ったことも関係しているだろう。しかしながら、経済規模の拡大に伴って増加する資金需要を充足するため、ネットベースでは供給を続けていたと考えられる。景気減速が鮮明となった2012年以降は、人民元先高感の後退に伴って為替介入額が減少する中、リバースレポを通じて積極的な



資金供給を行い、景気浮上を目指していたと考えられる。このように PBOC は、経済・金融環境に応じて銀行の超過準備金を調整しており、その手法も短期的に調整を繰り返すレポやリバースレポを多用するようになってきている。

3 まとめに変えて

これまで短期金融市場の金利水準に影響を及ぼす超過準備金の動向、および変動要因についてみてきた。ただ、超過準備金の動向から金利水準を見通すには課題も残る。それは、日次ベースの実績および見通しに関するデータ公表がないことである。現状の月次ベースでの公表は、上述で取り上げてきたとおり、過去を振り返り、トレンド等を知る上で有効である。しかし、超過準備金から金利水準を見通すには、足元の超過準備金残高からの変動を予測することが必要になる。また、日々の超過準備金残高と見通しを個々の銀行だけでなく、市場で共有することができれば、PBOC が資金供給を行うのか、それとも資金吸収を行うかを予測しやすくなり、冒頭でも取り上げたように PBOC の行動によって市場が混乱する事態は緩和されると想定される。さらに、市場の混乱を回避し、金利水準を平準化するには、PBOC がデータの公表と合わせ、超過準備金の誘導目標も公表することも鍵となるだろう。先進諸国の中央銀行は、このようなやり方によって短期金融市場の安定化に努めている。PBOC は 6 月の短期金融市場の混乱以降、市場への情報発信を重視する方針を示しており、まずは今後情報開示頻度が上がっていくか注目していきたい。

以上(2013年11月30日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国)環球金融市場部

E-mail:shinya_ueno@cn.mufg.jp

TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線)2950

(本稿で活用しているデータは特段の断りがない限り、BLOOMBERGとCEICを使用しています)





華南ビジネス最前線~広東省における行政手続簡素化

三菱東京 UFJ 銀行 香港支店 業務開発室 室長 小泉 大祐

「華南ビジネス最前線」では、お客様からのご質問・ご相談が多い事項について、理論と実務の両方を踏まえながら、できるだけ分かりやすく解説します。第19回目となる今回は、「広東省における行政手続簡素化」について取り上げることにします。

最近広東省において、一部行政手続きが簡素化されているという話を聞きます。加工貿易に関しても一部簡素化が進められているようです。その具体的な内容について教えてください。

昨年12月に行われた第11期全国人民代表大会常務委員会第30回会議において、行政管理体制の簡略化を目的として国務院より国函【2013】9号(以下9号通知)が公布され、行政審査認可の一部権限を一時的に広東省に授権することが決定されています。

また、昨年3月に公布された『広東の産業レベルアップ促進と幸福な広東の建設を支持することに関する国家工商行政管理総局の意見』では、深圳市と珠海市横琴新区を試験区とした商事登記関連制度の改革が明確に示され、当該方針に基づき深圳市及び珠海市では今年3月から商事登記関連手続きが一部簡素化されています。

さらに、同じく今年3月に公布された『国務院機構改革と職能転換方案』でも、商事登記関連制度改革が国務院機構の職能転換の一つとして掲げられ、広州市の一部地域で9月から試験的に商事登記関連手続きの簡素化がスタートしました。

これらの権限委譲や手続きの簡素化はいずれも広東省が"先行先試"するものです。今回は、 広東省全域で進められているこうした権限委譲および行政手続簡素化の内容について簡単に紹介 します。

【広東省に授権された行政認可】

9号通知によると、一時的に商務部等各監督官庁から広東省に授権された行政手続は25プロジェクトに及びます。9号通知の施行期間は3年で、当該期間中にその実行性が確認されれば、当該権限委譲の恒久化や広東省以外の地域での展開が期待される一方、実行が困難と判断されれば元の法律に従った運用が再開されることが予想されます。

なお、当該プロジェクトは、文物の保護設計管理や職業病診断機構及び安全生産仲介機構に関する資格認可の権限など、外商投資企業には直接的に関わりのないものが多いですが、自動輸入許可証の認可機関の変更や、加工貿易企業の批准手続きの簡素化等のように外商投資企業に関連するプロジェクトも含まれています。

【自動輸入許可証の認可機関変更】

自動輸入許可証は、中国で "欧証" (Automatic License の意味) とも呼ばれ、商務部と税関が



毎年共同で制定する『自動輸入許可管理目録』に記載された部品・製品・設備等の輸入に対する 認可取得を義務付けるものです。

従来、自動輸入許可証の集中管理権限は商務部にあり、商務部の授権のもと、割当許可証事務局が輸入許可証発行業務の統一管理と指導を行い、商務部または各地の輸入管理局が自動輸入許可証を発行してきました。しかしながら、広東省対外貿易管理処の担当者によると、今回の行政審査認可権限の委譲により、この自動輸入許可証に関する行政認可は全て広東省人民政府及び区を設置する市(二級行政区)に権限が委譲されています。

自動輸入許可証の取得は、従来からインターネット上で申請が行なわれており、今回の権限委譲後も手続き自体に変更はないものと思われますが、かつて商務部認可だった品目に関しては認可取得までの時間が大幅に短縮されることが期待されます。

【加工貿易の批准手続きの簡素化】

9 号通知では加工貿易関連の審査批准改革も謳われており、当該通知に基づき、広東省はこれまで各地の商務部門が行っていた加工貿易業務の批准および加工貿易保税輸入原材料・製品の国内販売の批准を一時的に不要とすることを発表しました。

商務部門の事前批准が要求されなくなった結果、加工貿易の備案申請では直接税関に生産能力証明を提出すれば加工貿易手帳が発行されることとなり、手続き上の利便性が高まることが予想されます。なお、当該措置は、地区によって開始日が異なっており、江門では8月20日から、深圳では9月1日から運用が開始されています。

また、生産能力証明はこれまでと同様1年に1度更新する必要がありますが、深圳市によると、 更新にかかる所要期間は、商務部門による現場検査がなければ3営業日程度となる見込みです。 保税輸入原材料・製品の国内販売への転換についても、商務部門の審査批准手続きが省略される ことから、企業は、主管税関へ増値税・関税等を支払さえすれば、一般貿易貨物として保税原材料・製品の国内販売を行うことが可能となります。

【商事登記制度改革】

商事登記制度改革とは、営利目的で経営活動を行う個人や企業が行なう企業設立や変更、抹消等の登記事項を登記機関が登記簿に記載する法律行為、すなわち工商登記手続きを簡素化することであり、企業が広東省に進出する際の利便性の向上を目的とするものです。

今回の商業登記制度改革は、深圳市と珠海市で今年3月1日から先行的に実施されているほか、 広州市でも広州技術開発区(広州ハイテク技術産業開発区、広州保税区、広州輸出加工区を含む)、 広州南沙新区、広州増城経済技術開発区、中新広州知識城、広州国際生物島と天河中央商務区(珠 江新区区域)を施行地域として9月1日から実施されています。

商事登記制度改革により、深圳市では、これまで合計 18 種類あった営業ライセンスを、外国企業の駐在員事務所登記証、集団登記証、農民専門合作社営業ライセンス、来料加工特準営業証企業法人営業ライセンス、非企業法人営業ライセンス、分枝機構営業ライセンス及び個別工商営業ライセンスの8 種類とし、さらに営業ライセンスの記載事項から経営範囲や登録資本、実収資本等の情報を除外し、営業ライセンスを社名、企業類型、登録住所、法定代表人、設立日時のみが記載されるシンプルなものに変更しました。

また、従来、定款変更が必要であった社名、登録住所、法定代表人の変更については商務部門の批准が不要となり、工商局で直接変更手続きをすることが可能となるなど手続きの効率化が図られています。なお、定款変更自体は、企業が商務部門で自主的に行なうことも可能です。

さらに、中国では同一住所一企業の原則に基づき、これまで同一住所に複数企業が登記するこ



とができず、例えば同一住所で駐在員事務所から現地法人へと企業類型を変更する際には、一つの住所を分筆登記するなどの工夫が必要でしたが、深圳市では実務上、同一住所に複数企業の登記が可能となっています。

なお、深圳市では、今後インターネットでの商事登記の申請、受理、批准、発行をより一層推進していく方針であり、既に8月1日から工商局における有限会社設立の手続きは全てインターネットで完結できるようになっていますが、当該手続きが可能なのは現在のところ内資企業のみとなっています。また、内資企業については、商事登記制度改革により、出資・増資時の会計事務所による験資報告書の提出も不要となっており、商事登記制度改革は外商投資企業よりも内資企業にとってより利便性の高いものとなっています。

【まとめ】

認可権限の委譲や商事登記制度改革は、国務院の職能転換を推進する重要な突破口であると見られており、李克強首相は3月の全人代の記者会見の席上で、「現行の行政審査批准事項を更に3分の1以上削減する決心をしなければならない」と述べ、改革への意気込みを示しました(*1)。

また、7月には工商総局が商事登記制度改革のうち実収資本の登記不要などを取り挙げた"登録資本登記制度改革"を国務院に提出しており、今後、商事登記制度改革が徐々に全国規模で展開されることが予想されます。

現在広東省で施行されている試みが、そのまま全国に展開されるのか、それとも今後ゆり戻しが生じるのかは広東省での実験の結果次第と言えます。そのため、今後の改革の方向性を占う上で、深圳市をはじめとする広東省地域の商事登記制度改革先行試験地区の動向を注視する必要があります。

(*1) 報道等によると、今年3月から9月25日の国務院常務会議までに、行政審査認可権限の 取消しと委譲を行った項目は既に221に及んでいるとのことです。また、先に行われた"三中全 会"のコミュニケでも政府の機構改革及び権限委譲が謳われています。

(本稿は香港の隔週誌香港ポスト 2013 年 11 月 15 日号掲載分に一部加筆したレポートである)

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。 ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所: 6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email: Daisuke_koizumi@hk.mufg.jp

TEL: 852-2823-6991 FAX: 852-2536-9107

日・中・英語対応が可能なチームにより、華南のお客様向けに事業スキームの構築から各種 規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイ スを実施しています。

華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。



税務会計:中国の税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、 Q&A 形式で解説致します。

◆税務(担当:山崎学)

Question:

中国(上海)自由貿易試験区に関する改革方針についてご紹介ください。

Answer:

2013年9月29日、中国(上海)自由貿易試験区(以下、「上海自由貿易試験区」)が正式に発足しました。発足に際して中国国務院は、『中国(上海)自由貿易試験区全体計画』(以下、「全体計画」)を発表し、上海自由貿易試験区に関する改革方針及び6つのサービス分野の規制緩和を打ち出しています。また、「全体計画」においては、上海自由貿易試験区の発展を支援するため、これに対応した通関、税金面での優遇政策も提示されています。

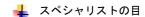
「全体計画」の詳細内容

1. 投資管理の簡素化

概括すると、上海自由貿易試験区内の外商投資企業は中国国内企業と同様の取り扱いを受けることができるようになりました。即ち、中国政府より公布された上海自由貿易試験区内投資に係わる「ネガティブリスト」に挙げられた業種を除き、外国投資の企業やプロジェクトは、通常の認可制度に替わり、中国国内企業による投資の場合と同じように届出管理制度が適用されることとなります。当該管理手続の簡素化により、外国投資者の中国市場投資における手続の負担が大きく軽減されるものと期待されます。

「ネガティブリスト」には 18 種類の業種が挙げられています。当該 18 種類の業種に該当する外国投資は、上海自由貿易試験区において禁止・制限され、又は最低資本金や持分比率に関して特別な条件が与えられています。また、外国投資の申請手続からみれば、「ネガティブリスト」に該当するものは従来の『外商投資産業指導目録』(以下、「指導目録」)に基づく認可制度に従い、中国商務部門に対して申請を行う必要があります。

「ネガティブリスト」を「指導目録」と比較しますと、「指導目録」に記載された禁止・制限対象のほとんどが「ネガティブリスト」に記載されています。つまり、管理手続の簡素化によって外商投資に対する従来の禁止・制限対象分野が全般的に開放されることになるわけではありませ



ん。なお、一部「指導目録」で「奨励類項目」として挙げられていた業種も「ネガティブリスト」に記載されています。つまり、上海自由貿易試験区において当該「奨励類項目」に対する投資を行う場合は認可を得る必要があります。

2. 工商登記の簡素化

上海自由貿易試験区内では、外資・内資を問わず工商登記がより簡素化されます。従来、外商投資企業の場合、工商部門に対して、登録資本金及び払込資本金を登記する必要がありましたが、 上海自由貿易試験区では、外国投資者は工商部門に対して新会社が投資者から引受ける登録資本金のみを登記し、払込資本金の登記は不要となります。この変更により投資者は資本金検査手続の負担から解放されます。

また、工商登記の前に特別な事前許可を必要とする事業活動については、許可の取得が会社の工商登記の前提条件ではなくなりました。具体的には、会社は先に会社設立の関連手続を行って営業許可証を取得し、特別許可を必要としない事業活動を開始することができます。その後、別途特別許可を必要とする特定の事業活動に対して、特別許可の申請を行うことになります。

また、自由貿易試験区内の会社は全て、現行の年度検査制度に替わって年度報告公示制度が実施されます。

3. サービス産業の開放を拡大

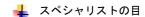
「全体計画」では、金融、水上運輸、商業、専門家、文化、社会という 6 つのサービス分野、18 種類の業種について投資政策の緩和が打ち出され、そこには投資者の資格要件、最低資本金、持分比率、及び営業範囲に関する規制の緩和が盛り込まれています。その多くは外国投資者に向けられたものです。

一方、開放対象となる業種の一部(人材仲介サービス、旅行代理店、教育訓練等)についても外国投資が「ネガティブリスト」に挙げられていることから、認可手続の対象となる点につき留意する必要があります。また、現行法令により、付加価値通信サービス、医療等一部の業種については、引き続き中国の所轄政府部門から特別許可を取得する必要があります。

4. 優遇税制

現時点において上海自由貿易試験区には企業所得税率の低減に関する優遇税制は設けられていません。ただし、「全体計画」では、上海自由貿易試験区での投資と貿易を促進するため、例えば次のように税制上幾つかの優遇措置が打ち出されています。

- 上海自由貿易試験区内の企業又は個人株主が非貨幣性資産をもって他社に投資した場合、当該資産の評価額上昇による譲渡益について、企業所得税又は個人所得税を5年にわたり分割納付することができます。
- 上海自由貿易試験区内の企業から高級人材・不足人材に支払われた株式報酬による所得につ



いては、中国北京市中関村地区で実施されている個人所得税の優遇措置と同様の措置を適用することができます。(所轄税務機関の査定に基づき、株式報酬に係わる個人所得税を5年にわたり分割納付することが可能です。)

- ファイナンスリース会社が上海自由貿易試験区内に設立した支店は、増値税移行パイロット プログラムによる増値税の輸出環付を適用することができます。
- 上海自由貿易試験区内の国内リース会社が一定種類の航空機を海外から購入し、それを他の 国内航空会社にリースで貸し出す場合、航空機を輸入する時の輸入増値税について、5%の 低減税率を適用することができます。

PwC の所見

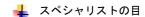
上海自由貿易試験区の設立は、より公正で自由かつ柔軟な投資環境の実現に寄与し、中国国内外の投資者に便益をもたらすものと考えられます。一方、関係者は下記の点についても留意する必要があります。

- 外資に対する管理が簡素化されましたが、一方、中国市場へ投資することに対してこれまで禁止・制限されてきた業種は、依然として「ネガティブリスト」に記載されています。それらの業種における外国投資者は、申請認可手続に備える必要があります。
- 「全体計画」により、サービス産業における投資がより開放されましたが、「全体計画」の 付録に基づき、娯楽産業は上海自由貿易試験区内で営業することが明確に要求されています。 その他の業種について、上海自由貿易試験区内で会社を設立し、区外で営業を行うことが可 能であるか否か、今後の動向を留意する必要があります。
- 「全体計画」は金融改革(利率の自由化、資本勘定での人民元への兌換など)や貿易モデルの転換(運輸・物流部門の改善、大口商品取引の取り込み)といった改革措置を提示しています。関連当局は間もなく、当該措置を実施するための更なるガイドラインを発表するほか、これらに対応する通関・税金面での優遇措置についても明確にするものと思われます。

(執筆者連絡先)

プライスウォーターハウスクーパース中国 日本企業部統括責任パートナー 高橋忠利 中国上海市湖濱路 202 号普華永道中心 11 楼

> Tel: 86+21-23233804 Fax: 86+21-23238800



法務:中国(上海)自由貿易試験区における新たな外商投資管理

北京市金杜法律事務所 パートナー弁護士 中国政法大学大学院 特任教授 劉 新宇

I. はじめに

最近話題となっている上海自由貿易試験区であるが、日本のメディアも、その発足はWTO加盟に匹敵する重大事であり、中国に新たな開放をもたらし、対中投資を促進するものと報じている。同試験区に対しては、外商投資の開放分野の拡大や、規制緩和、管理制度改革など、ビジネスチャンス到来と期待を寄せる外資系企業も多い反面、まだ完全に具体化されていない政策も多く、不透明な点も残されているせいか、大方の日系企業は様子見の状態のようであり、最初に進出を決定した国内外 36 社に日系企業は 1 社も含まれていなかったとのことである¹。

2013 年 9 月 27 日に中国国務院が公布した「中国(上海)自由貿易試験区総体案」²(以下、「国務院総体案」という)に基づき、本試験区に導入される新たな貿易や金融、外商投資管理制度などによってどのような規制緩和がもたらされ、企業の経営活動がどのような広がりをみせるのか、その意義や利点については多様な議論が展開されているが、自由貿易試験区の核心的任務は制度改革だという上海市党委書記である韓正氏の発言³からも分かるように、本試験区は、「政策優遇」ではなく「制度改革」に重点を置いて発展していくものと思われる。

本稿では、多岐にわたる本試験区の論点のうち、同区が既に公布した外商投資企業の管理に関する規定について概述し、それが外国投資者、外商投資企業に与える主な影響を考察してみるものとしたい。

Ⅱ. 本試験区における規制緩和の概要

「国務院総体案」は、これに基づいて上海市政府が公布した「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」⁴(以下、「試験区管理弁法」という)により、その政策がさらに明確化されている。

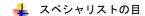
これらによると、本試験区は、その総面積が 28.78 平方 km に及び、そこには上海市外高橋保税区、上海外高橋保税物流園区、洋山保税港区、上海浦東空港綜合保税区の税関特殊監督管理区域があり、貿易、投資、金融の開放、管理方式の転換、これら4つが特徴的といえる。

¹ http://stock.caijing.com.cn/2013-09-29/113363785.html_o

² 中国 (上海) 自由貿易試験区総体案の印刷配布に関する国務院の通知 (国発[2013]38 号)、2013 年 9 月 18 日公布・施行。

³ http://economy.caijing.com.cn/2013-09-25/113341434.html_o

⁴ 上海市政府令第7号、2013年9月29日公布、10月1日施行。



(1) 貿易

本試験区の監督管理は、「本試験区と国外との境目としての『第一線』の完全開放」、「本試験区と中国国内の他地域とを隔てる『第二線』の安全かつ効率的な管理」と標語化されている。企業は輸入積荷明細書に基づいて貨物を本試験区に直接搬入することが許され、輸出入貨物届出書、国際中継、貨物の集中[集拼]などの輸出入手続が簡素化され、貨物分類監督管理が確立されるなど、新たな方式が採用される。国際船舶運輸等の産業発展を積極的に促進し、国際船舶運輸の経営許可手続を簡素化し、対外貿易輸出入コンテナの国内沿岸港と上海港との国内区間業務において先行試行し、外商独資の国際船舶管理企業などの設立が認められる。

(2) 投資

これまでの認可制とは異なる届出制、外商投資に関するネガティブリストの制定など、新たな外商投資管理が導入された。この試験区では、多国籍企業がアジア太平洋地域本部を設立すること、投資、管理、貿易、物流、決済機能を整理統合した運営センターを設立することが奨励され、株式制の外商投資性会社の設立が認められる。

(3) 金融

一定要件を満たす外資金融機関による外資銀行の設立、一定要件を満たす民営資本と外資金融機関による中外合資銀行の共同設立が認められると同時に、リスク制御を前提として、試験区内の人民元資本項目にかかる両替の自由化、金融市場利率の市場化、人民元のクロスボーダー使用等の試行が先行的に行われる。

(4) 管理方式

政府機能の転換加速は、「国務院総体案」における最重要の内容である。本試験区は、国際ルールを参考に、外商投資に対するネガティブリスト管理の実行、認可制から届出制への変更、工商行政管理、税関管理等の各管理段階における手続の大幅な簡素化によって、投資、貿易の円滑化という目的を達成しようとするものである。

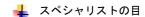
次章では、本試験区における外商投資企業管理の変革について詳述するものとしたい。

Ⅲ. 本試験区に導入された外商投資企業管理の方式

「国務院総体案」は、本試験区において国際的で整合性ある外商投資管理制度を構築するものとしている。全国人民代表大会、各級政府機関も、一連の関連規定を公布して、同区における新たな外商投資管理に法的な根拠を与えており、例えば「中国(上海)自由貿易試験区における関連法律規定の行政審査認可の暫定的調整についての国務院への授権に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」⁵(以下、「授権決定」という)、「中国(上海)自由貿易試験区の建設支援に関

-

⁵ 2013 年 8 月 30 日公布、10 月 1 日施行。



する国家工商行政管理総局の若干の意見」⁶(以下、「工商総局若干意見」という)、「中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置(ネガティブリスト[负面清单])」⁷、「中国(上海)自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法」⁸(以下、「プロジェクト届出管理弁法」という)、「中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法」⁹(以下、「企業届出管理弁法」という)などが挙げられる。

これらの法令に基づく本試験区の外商投資管理には、試験区外のそれと比較して、かなり大きな変革が加えられている。

(1) 外資参入の規制

外資の参入許可に関し、本試験区では、これまでの認可制度ではなく「ネガティブリスト管理」 方式が実施される。このリスト外の投資分野において、外商投資プロジェクトに対する承認制は 届出制(国務院が承認の保留を定めるプロジェクトはこれに限らない)へと、また、外商投資企 業の契約・定款に対する審査認可も届出管理へと変更される。

①ネガティブリスト管理

この「ネガティブリスト管理」とは、禁止・制限の対象となる外商投資の分野とそれに対する 措置をリスト化し、これに掲げられない分野は外資に対して全面開放する管理の方法をいい、これは、外商投資の分野を許可類、奨励類、制限類、禁止類に厳格に区分していた従来の「外商投資産業指導目録」による管理に変更を加え、外商投資に対し内国民待遇を与えるものとして、外商投資政策の一大転換と評価される。

しかし、実際に公布されたネガティブリストは、本試験区の外資に対する開放性が予想された ほどではないことを示している。

第1に、ネガティブリストは、禁止類38項目、制限類152項目、計190項目を掲げ、特別措置は、これまでの「外商投資産業指導目録(2011年改正)」(以下、「指導目録」という)の制限類・禁止類に加え、業界ごとの特別規定を根拠とする合弁・合作限定、中国側持分支配、外資出資比率上限、最低資本金額等にも及び、規制を受ける産業とその措置が依然として多い。

第2に、「指導目録」でも禁止類とされていなかったにもかかわらず¹⁰、ネガティブリストにおいては、例えばオンラインゲーム運営サービスへの直接的・間接的な従事・参加¹¹、インターネット・データセンター業務経営への投資¹²、就学前教育、中等職業教育、普通高校教育、高等教

⁶ 工商外企字[2013]147 号、2013 年 9 月 26 日公布・施行。

 $^{^{7}}$ 滬府発[2013]75 号、2013 年 9 月 29 日公布・施行。

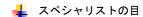
⁸ 滬府発〔2013〕71 号、2013 年 9 月 29 日公布、10 月 1 日施行。

⁹ 滬府発〔2013〕73 号、2013 年 9 月 29 日公布、10 月 1 日施行。

¹⁰ 指導目録は、高等教育(合弁、合作に限る)を奨励類、普通高校教育(合作に限る)を制限類として定めるが、 後掲注11、12、13 に挙げた他の産業は定められていない。

¹¹ ネガティブリストI64類・インターネット及び関連サービスの特別管理措置第4項。

¹² ネガティブリストI65類・ソフトウェア及び情報技術サービス業の特別管理措置第2項。



育等の教育機関に対する営利目的での投資¹³など、禁止プロジェクトとされたものがある。

第3に、ネガティブリストにおける制限産業とその措置は、これまでの指導目録と極めて類似している。「国務院総体案」の付属文書におけるサービス業6分野18業種に対する開放拡大措置を除けば、現段階では、既存の外資参入規制を大きく変更する方針は見えないとの指摘もなされている。

このような現行ネガティブリストに対する失望の声は市場でも囁かれているが、開設されたばかりの本試験区はすべてが模索中であり、慎重になった上海市政府がまずは従来の「指導目録」を参考としたために、このようなネガティブリストとなったことは理解しうる。現に本試験区管理委員会の常務副主任・戴海波氏も、「なにぶん初めてのことであったため、今後においては、2014年版、2015年版を公布することも考えられる」旨の発言をしており¹⁴、このネガティブリストは、本試験区の発展に伴い、徐々に内容削減の方向で改正されていくものと期待される。

②届出管理

「授権決定」、「プロジェクト届出管理弁法」、「企業届出管理弁法」等の関連規定を総じて、本試験区においては、ネガティブリスト以外の外商投資企業に関する次の事項、すなわち 1) 外資(独資)企業の設立、合併、分割、経営期間その他重要事項の変更、2)中外合弁企業の設立、合弁期間の延長、解散、3)中外合作企業の契約・定款の重大な変更、合作企業の契約権利義務の譲渡、経営管理の他者への委託、合作期間の延長につき、認可制ではなく届出管理制がとられる。

届出管理は、投資者にとって、結果の予想が可能との利点があり、外商投資企業の設立・変更手続の時間も大幅に短縮され、多くの時間をかけながら結果は不認可といった事態は回避されるものと思われる。

(2) 会社登録資本に対する登記制度の改革

中国の会社登録資本は、これまですべて「払込資本登記制」の下に置かれ、工商行政管理部門が会社の登録資本、払込資本いずれの登記も取り扱ってきた。また、会社法¹⁵その他の関連法令は、最低登録資本、初回出資額と比率、貨幣出資の比率、出資期限等について、詳細な規定を設けている。

しかし、「試験区管理弁法」、「工商総局若干意見」、「中国(上海)自由貿易試験区内企業登記管理規定」¹⁶(以下、「登記管理規定」という)等の規定により、本試験区における会社の登録資本には、主に次のような新たな措置が講じられることとなった。

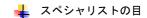
①法律、行政法規において会社登録資本の払込につき明確な規定が定められた銀行、保険会社等を除き、本試験区内のその他の会社に対しては、全体株主又は発起人(以下、「出資者」という)

¹³ ネガティブリストP類・教育の特別管理措置第3項。

¹⁴ http://ah.people.com.cn/GB/n/2013/0930/c227130-19619477.html_o

^{15 2005}年10月27日改正、2006年1月1日施行。

¹⁶ 滬工商外[2013]329 号、2013 年 9 月 30 日公布、10 月 1 日施行。



が引き受けた登録資本の総額(すなわち、会社定款等に定める登録資本)のみを登記する「引受 資本登記制」が実施された。これらの会社にとって、払込資本は登記事項ではなくなり、登記手 続に際して出資検査報告書を提出することも不要となった¹⁷。

②法律、行政法規、国務院の決定において登録資本の最低限度額が定められた特定業界の会社を除き、本試験区内のその他の会社に対しては、有限責任公司であれば3万人民元、一人有限責任公司であれば10万人民元、股份有限公司であれば500万人民元という最低登録資本の規制が撤廃され、また、会社設立時の全体出資者の初回出資額と比率に関する規定、全体出資者の貨幣出資金額が登録資本に占める比率に関する規定、出資者の全額払込までの出資期限に関する規定も廃止された。

これらの新たな措置の導入により、本試験区においては、理論上、登録資本1人民元の会社も認められるなど会社設立のハードルが引き下げられ、会社への投資が刺激されるものと考えられる。もっとも、その運用が始まったばかりの現在では、例えば、「払込資本登記制」の廃止があらゆる形式の資産(持分、商号、土地使用権及び知的財産権など)による登録資本への出資を可能とするか必ずしも判然とせず、今後における細則の制定や解釈による更なる明確化が必要になるものと思われる。

(3) 企業設立・変更手続の簡素化

中国において、外商投資企業の設立・変更に際しては、商務、工商、税務、品質監督検査検疫など多くの機関による許認可が必要となる。しかし、各政府機関の事務手続は一律でなく、場所的にも分散しているため一筋縄では行かない。

これを受けて、「国務院総体案」は、各政府機関の協調的な管理システムの実現を本試験区の重要任務の1つとしており、この方針に従って、同区の工商行政管理部門は、「試験区管理弁法」等の規定に基づき、税務、品質監督検査検疫などの政府機関や管理委員会と共同して外商投資プロジェクトの認可(届出)及び企業の設立(変更)に関する「一表申報、一口受理」の職務遂行システムを構築した。

この「一表申報、一口受理」とは、工商行政管理局、上海自貿区管理委員会(外資の認可・届出にかかる権限を与えられた機関)、品質監督検査検疫、税務など各政府機関への申請文書を工商行政管理部門において統一的に受け付けて各政府機関に移送し認可・届出の手続を完了させ、「一口受理」窓口で統一的に申請人に対し各種の認可(届出)文書を交付する職務遂行のあり方をいう。

この職務遂行システムが導入された本試験区内外商投資企業の一般的な設立手続を、区外のそれと比較しつつ取りまとめると、次表のとおりとなる。

¹⁷ この引受登記制の試行は、出資者による実際の出資金払込を不要とするものではない。「登記管理規定」によると、出資者は、その引き受けた出資額、出資方式、出資期限などを自主的に約定したうえ、会社定款に定めなければならず、また、会社は、それらの情報のほか、払込状況についても市場主体の信用情報公示システムを通じて公表しなければならず、出資金の払込状況の真実性、合法性に対しては、出資者においてその責任を負う。



本試験区外

- ①工商部門:企業名称の事前承認
- ②発展改革委員会:必要に応じて事前作業展開 に関する意見書の発行
- ③企画部門:建設用地の選定に関する事前審査 意見
- ④国土部門:建設用地に関する審査意見
- ⑤環境保護部門:建設プロジェクトの環境影響 評価に関する審査認可意見
- ⑥投資者:プロジェクト申請報告書の作成
- (7)発展改革委員会:プロジェクトの承認又は一 次審査後の報告伝達
- ⑧商務部門:企業の契約・定款の審査認可、外 商投資企業批准証書の発行
- ⑨業界主管部門:経営事項に関する事前認可 (必要な場合)
- ⑩工商行政管理部門:企業の設立登記、営業許 可証の発行
- ⑪その後必要な関連証書(外貨、品質管理、税 務、税関など)を取得

- ①本試験区総合サービスホール又は市工商 局における企業名称の事前承認

本試験区内

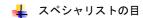
- ②中国上海のポータルサイトにログイン し、又は本試験区総合サービスホールの「一 口受理」窓口に申請文書を提出
- ③工商部門が一括して受け付け、管理委員 会が商務、企画、土地、建設、環境保護な ど関係部門の授権を受けて、申請文書に対 し統一的に届出(認可)を行う
- ④統一の証書発行窓口で営業許可証、組織 機構コード証、税務登記証などの交付を受 ける
- ⑤その後必要な関連証書(外貨、品質管理、 税関など)を取得

このように、「一表申報、一口受理」システムは企業の設立・変更プロセスをかなり簡素化し、 関係政府機関相互の移送で企業側が各政府機関を行き来する必要がなくなり、利便性が大幅に向 上したといえよう。もっとも、現時点では、各政府機関の連携がどこまで実現されるか、また、 提出文書がどこまで要求されるか不明確であり、各政府機関の立場の違いにより、工商行政管理 部門が唯一の対外窓口として機能し難い場面も起こりうるものと思われる。また、具体的な運用 についても、作業細則の制定等による明確化が必要となろう。

(4)「先照後証」登記制度

現行制度下における企業の設立は、必要とされる業界参入認可(事前許可)を得た後に初めて、 営業許可証の申請をすることができ、その証書の交付を受けて企業活動を行うという過程をたど るのが一般的である¹⁸。これを「先証後照」(すなわち、業界参入認可の取得が先行し、営業許可 証の申請が後行する)というが、実務においては、営業許可証、業界参入認可のいずれを先に取 得すべきかがたびたび問題となる。例えば、外国投資者が事前許可の必要な経営活動(食品、医 療機器など)を主要業務とする企業を設立する際、その業界参入認可が下りないために工商行政 管理部門が営業許可証を発行しない事態が発生しているが、他方において、この営業許可証がな い限り、設立予定の会社は法人実体を欠くため、所轄の許可機関に業界参入認可手続を行うよう 説得するのが難しい、というジレンマに陥る。また、企業法人格をもたない許可待ちの状態では、

¹⁸「会社登記管理条例」(2005年12月18日改正、2006年1月1日施行)22条は、「会社が登記を申請する経営範 囲において、法律、行政法規又は国務院の決定により登記前に認可を得る必要があると定められている項目があ る場合には、登記申請前に国家関連部門の認可を得るとともに、会社登記機関に関連認可文書を提出する必要が ある。」と定めている。



従業員の募集、契約締結、融資など準備作業もなかなか行うことができない。

しかし、この問題は本試験区では改善される見込みである。「工商総局若干意見」1条2項によれば、法律、行政法規、国務院の決定が定める企業登記事前許可事項を除き、本試験区内においては「先照後証」(すなわち、営業許可証の後に業界参入認可証書)登記制度が試行され、具体的に、本試験区内の企業であれば、工商行政管理部門に登記を申請し、営業許可証を取得すれば、一般的な生産経営に従事することができるようになる。一般的な生産経営のほか、企業登記事前許可事項に関わる経営も行う場合には、これらの項目につき、依然として相応の行政許可証又は認可文書の取得は必要であるものの、営業許可証の取得後にそれを申請し、相応の許認可を取得したうえ経営範囲への追加を申請する方法をとることができる。

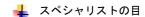
このような「先照後証」登記制度の試行は、企業にまずは法人格を取得させたうえ営業許可証をもって特別な経営事業にかかる営業資格を申請することを推進し、長年にわたり企業を悩ませてきた「タマゴが先か、ニワトリが先か」の問題が効果的に解決されると思われる。例えば、本試験区で食品生産を主要業務とする企業を設立する場合、まず工商登記を行うとともに営業許可証を取得することができるため、その企業に法人格を持たせることができる。もっとも、その企業は食品生産許可証は未取得であるため、食品生産活動への従事は不可能だが、法人としてのステータスで従業員の募集、交渉などを行うことができ、衛生機関への申請後、食品生産許可証の手続が完了すれば、新たな営業許可証を申請したうえで、食品生産の経営活動への従事が可能となる。このような取扱いにより、設立予定の企業は準備業務をよりスムーズに進め、先行発展のために多くの時間を割くことができるようになるものと思われる。

IV. 今後の展望

以上を通じて、現状における本試験区の外商投資への開放力はやはり相対的に限りがあるとはいえ、外商投資管理制度改革の試行が前進していることは明らかである。ただ、本試験区に対する政府監督管理はなお初期の段階にあり、今のところ関連規定もほぼマクロ的で、実施細則が不足しており、例えば多くの関心を集める金融改革については、具体的な実施規定等がまだ公布されていない。

また、本試験区における外商投資管理制度について、中央・上海いずれも関連規定を定めているが、税関、商品検査検疫、外貨など国家主管部門の協力が必要な分野については、現在のところ「国務院総体案」しかなく、いかにこの案を実現し、関連する各政策といかに整合させるかは、いずれも本試験区の外商投資管理体制が適切かつ画期的な進展を遂げられるか否かにかかっている。

他方、上海に立脚し全国展開を狙いとした本試験区の新制度は、上海さらには長江デルタ地域の経済発展を最大限に促し、この地域の発展に新たな成長力をもたらすとともに、地理的特徴や利点が上海と類似するその他の地区に、多大な意義を有する。報道によれば、本試験区の開設が正式に発表される前には、広州・香港間の現代サービス創新模範区とする深圳の前海、中国北方の船舶輸送・物流の中心をめざす天津の東疆をはじめとする国内保税港湾地区数ヶ所が自由貿易試験区に立候補していたが、最終的に選ばれたのは、総合力に優れた上海であった。深圳の前海、天津の東疆などの保税港湾地区の経験は、本試験区に多大な影響を及ぼすと思われるが、逆に本



試験区の発展・成熟がこれらの優良な沿海開放区を新たな自貿区へと昇華させ、これらの地区の発展に大きく貢献するであろう。

いずれにせよ、本試験区は、リコノミクスといわれる李克強総理の経済政策の一翼を担い、外 商投資管理体制のみならず、今後の中国経済に多大な影響を及ぼすことも考えられることから、 引き続きその動向に注目していく必要があると思われる。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公楼東楼20階

Tel: 86-10-5878-5091 Fax: 86-10-5878-5533

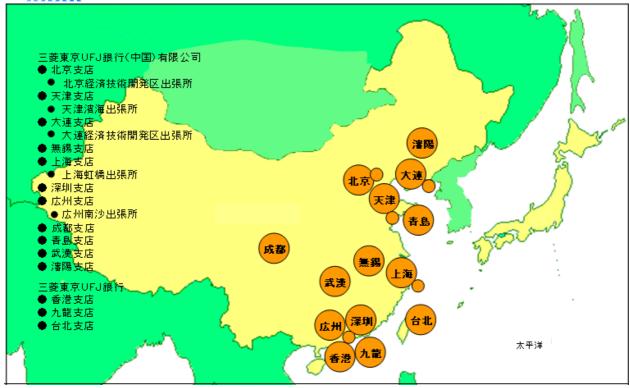
Mail: : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・ブリスベン・キャンベラ・成都・重慶・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・メルボルン・ニューヨーク・パース・青島・上海・深セン・シリコンバレー・蘇州・シドニー・天津・東京・パリ・マドリード・ブリュッセル・ベルリン・フランクフルト・ルクセンブルク・ミラノ・ミュンヘン・ドバイ



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電話
北京 支店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2楼 北京市北京経済技術開発区栄華中路10号 亦城国際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天 津 支 店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大厦21楼 天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大 連 支 店 大連経済技術開発区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11楼 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10楼	86-510-8521-1818
上 海 支 店 上海虹橋出張所	上海市浦東新区陸家噶環路1233号 匯亜大厦20階 上海市長寧区紅宝石路500号 東銀中心B棟22階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遠寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888

三菱東京UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京: 03-6259-6695 (代表) 大阪: 06-6206-8434 (代表) 名古屋: 052-211-0944 (代表)

発行:三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集:三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。